

令和7年 第7回 安芸太田町議会定例会会議録

令和7年12月9日

招集年月日	令和7年12月5日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和7年12月5日 午前11時40分			議 長	中本 正廣
	閉 会				議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	笠井清孝	○	7	影井伊久美	○
	2	田島清	○	8	大江昭典	○
	3	宮本千春	○	9	小島俊二	○
	4	大江厚子	○	10	津田宏	○
	5	末田健治	△	11	中本正廣	○
	6	佐々木道則	△			
会議録署名議員	1番	笠井清孝		2番	田島清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河野茂		書記	佐々木裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋本博明		教 育 長	大野正人	
	副 町 長	木村富美		病院事業管理者	平林直樹	
	参 事	宇田康弘		道の駅推進チーム 担当課長	瀬川善博	
	参 事	下村佳世		教 育 次 長	長尾航治	
	会計管理者兼 総務課長	二見重幸		教 育 課 長	清水裕之	
	総務課主幹	郷田亮		安芸太田病院 事務長	正岡剛	
	加計支所長	児玉裕子		—	—	
	筒賀支所長	山本博子		—	—	
	企画DX課長	能宗良明		—	—	
	税務住民課長	沖野貴宣		—	—	
	地域協働課長	上手佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田裕二		—	—	
	建設課長	武田雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀真一		—	—	
衛生対策室長	森脇泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和7年12月9日

	一般質問
--	------

令和7年第7回定例会
(令和7年12月9日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続けます。通告に従って順次発言を許します。1番、笠井清孝議員。

○笠井清孝議員

皆さんおはようございます。議員になって9か月がたちました。いろいろと今勉強中ですので、今日もいろいろと質問させていただきたいと思います。いろいろと今日項目多いですので、早速質問に入らせていただきます。今日はですね、安芸太田町の町長がおっしゃっている人口増に関係する3つのテーマについて、関係というか関連性のある3つのテーマについて質問させていただきます。まずは本町における外国人に関することです。日本では外国人労働者が、2024年10月時点で、約230万人、前年比12.4%となっています。安芸太田町においても、いろんな[]等ですね、外国人の方を見かけることが多くなってきました。10月の議会報告会で町民の方から、外国人のコミュニティについての質問がありましたので、私自身もいろいろ調べさせていただきました。そこで安芸太田町における外国人労働者の現状と今後について、町としてどのように対応し取り組んでいくのか、幾つか質問させていただきたいと思います。まず、町内に雇用されている外国人の人数を教えてくださいたいと思います。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい。お答えします。本町に在住する外国人は102人となっております。在留資格別では、特定技能が41人と最も多く、次いで技能実習生が28人、そのほか教育・技術など様々な資格で在留される方がおられます。これらの在留資格の多くは、就労を目的としたものであることから、全体の7、8割程度の方が町内の事業所で雇用されているものと見込んでおります。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

国籍について教えてくださいたいと思います。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい、お答えします。国籍につきましては、多い順にインドネシアが32人、ベトナムが28人、フィリピンが17人、ネパールが8人、韓国が6人、ミャンマーが3人となっております。このほかアメリカとイギリスがそれぞれ2人、中国、カナダ、フランス、スリランカが各1人となっております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

男女比について教えてくださいたいと思います。

○中本正廣議長

- 沖野税務住民課長。
- 沖野貴宣税務住民課長
はい。男女比につきましては、男性が20人、女性が82人です。以上です。
- 中本正廣議長
笠井議員。
- 笠井清孝議員
年齢別の構成について教えていただきたいと思います。
- 中本正廣議長
沖野税務住民課長。
- 沖野貴宣税務住民課長
はい、お答えします。9歳までが1人、10代が5人、20代が58人、30代が23人、40代が3人、50代が5人、60代が3人、70代が1人、80代が3人です。以上です。
- 中本正廣議長
笠井議員。
- 笠井清孝議員
地域別の人数を教えていただきたいと思います。
- 中本正廣議長
沖野税務住民課長。
- 沖野貴宣税務住民課長
はい、お答えします。加計が76人、筒賀が8人、戸河内が18人です。以上です。
- 中本正廣議長
笠井議員。
- 笠井清孝議員
企業、その他団体の受入れの状況はどんなになってますでしょうか。
- 中本正廣議長
上手地域協働課長。
- 上手佳也地域協働課長
はい。特定技能外国人を受け入れる事業所としましてですね現在6事業所、こちらのほう確認しておりますが、特定技能以外の受入れも行っている事業所がございますので実際にはこれよりも多い事業所が受入れを行っているというふうに考えております。以上です。
- 中本正廣議長
笠井議員。
- 笠井清孝議員
地域での受入れ状況コミュニティ等に関することはどのようになっていますでしょうか。
- 中本正廣議長
上手地域協働課長。
- 上手佳也地域協働課長
はい。詳細についてはですねちょっと確認をしていないんですけども、特定技能や技能実習などで居住される場合の多くはですね、事業所が自治会と調整や連絡を担っておられるというふうに考えております。以上です。
- 中本正廣議長
笠井議員。
- 笠井清孝議員
分かる範囲でよろしいんですけども、町内で外国人の方が土地を取得されてる状況があれば教えていただきたいと思います。
- 中本正廣議長
上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。外国人の土地取得状況というのは把握はしていないんですけれども、空き家バンクの問合せにおいて、年1件程度メールでの問合せがございます。ヨーロッパ方面からですね投資目的で購入したいとの内容が見られます。町の対応なんですけれども、空き家バンクは、町への移住者用住宅なので、投資目的の販売には対応していないというふうに回答しております。また売買物件はですね不動産会社の管理でございますので、不動産会社の判断によって、相手方の状況がよく分からない取引についてはお断りをしているというふうに聞いております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今の件ですけれども、全国的にはですね、随分いろいろな投資目的で、マンションも含めてですね、購入をされてるということをお聞きしますので、ちょっと住民の方が心配されてるのですね、例えば今きれいな水がある土地の山あたりを買われてですね、その辺を開拓されたとき等の問題があるのではないかとこの指摘がありましたので、その辺ちょっと注意深く見守っていただいということがないように、進めていただければというふうに思います。現在の行政側の対応ですけども、多言語対応ですけどね。それから、通訳等のことが分かれば教えていただければと思います。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい、お答えします。外国人の方が各種手続で来庁される際には、多くの場合、職場の方が付き添っていられています。日本語での意思疎通が難しい場合には、その付添いの方を通じて手続の案内を説明し対応しているところです。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

ここに質問には書いてないんですけど、各事業所にですね、具体的に行政側からヒアリング等に行かれたことがありますでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい、ヒアリングをしているという状況はございません。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

現実今増えてますので、今後ヒアリングをされるとかいう予定はありますでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい、今後またやはり外国人の方がですね、増えてくるという状況はあると思いますので今後事業所との連携というのは大変重要になると思いますのでそういったことも検討する必要があるというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

住民の方からそういう外国人のことについての報告、質問等がありましたので僕自身は具体的にちょっとある程度事業所に話に行きました。御連絡してですね。その事業所は言えませんが。そこで、やはり行政側としては、今から外国人が増えるという状況があるのであれば、やっば

り主体的にですね、アクションを起こしていただきたい。やっぱりそれはすごい重要なことじゃないかなというふうに思います。なぜならコミュニティの問題についてもヒアリングに行ったときに言われてましたけども、やっぱりその辺、やはり行政側から主体的に進んで行動を起こしていただきたいなというふうに思っております。それについて今後の対応、具体的な対応策等があれば、お話を頂ければと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。御指摘のとおりですね、今後また外国人の方が増えるという状況が続いてくると思いますので、そういったことも踏まえまして、外国人住民の方はですね言葉の壁でありますとか、文化習慣の違いから、生活への不安を持たれたり、地域から孤立するケースがあるのではないかとというふうに考えております。そうしたことが起きないようにホームページなど、行政や生活情報の多言語化を進めたり、外国人の文化や生活習慣等を理解、尊重し、お互いに配慮した行動を促すような取組を引き続き行っていきたいというふうに思っております。またこれ繰り返しになるんですけども、特定技能や技能実習などで住民票を移される方が多いということもございますので、事業所の方が役場等の手続きや、生活面のサポートをされているケースが大変多いので、こうした事業所との連携というのは今後必要になるというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

具体的にはですね、事業所の方からお願いがありました。まずは、日本語学校、日本語教室をぜひとも開いてほしいと。その辺をちょっといろいろと検討課題ではあると思いますけども事業所からはそういう話がありました。それである事業所はですね、空き家を探したんだけどなかったと。結局ですね、廿日市のほうにまとめて住居を借りられて、そこからマイクロバスで送迎をするということをおっしゃってました。工場もですね今第2工場来年4月にある会社はですねオープンするということでしたけども、第3工場も作りたいということで、外国人の受入れをですね、もっとしていきたいという事業者が幾つかありましたので、この辺の対応をしっかりとしていきたいというふうに思います。それから、今さっきもありましたけれども、外国人が増えてくると、やっぱり多言語化、今さっき最初言われましたようにアジア系が多いんで、英語であればですね、職員の方優秀な方いらっしゃると思いますから、英語で対応できると思いますけども、ベトナム語とかですねインドネシア語、これについてはですね対応が難しいんで、その翻訳ソフト系のものをですね、各支所にね、置いていただいて、そういう通訳ができるようなものが今後は必要ではないかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい、翻訳アプリというのはどう言いますか事務の補助、事務補助には大変有効なツールだと思っております。誤訳の可能性とかいろいろあると思いますので、窓口とかが滞るようであれば、検討してまいりたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

本町はですね、民泊でも話をしてるんですけど人情豊かな町ということで、民泊の方にはいろいろとお話をしております。外国人をね、受け入れる上でですね、人情豊かな町としてですね、やっぱり外国人をしっかり受け入れるような形ができれば、定住につながるのではないかとというふうに考えてます。これについて、町長、御意見があれば、お願いしたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて外国人の移住者ということでもろもろ御質問を頂いておりました。冒頭議員のほうから御紹介がありました。現在の日本の外国人の移住者の数というのは200万ちょっと。(230万)230万という話を伺って、人口でいうと2%ぐらいかなと思いつつ、よくよく聞いたら、今の本町も5千人で、海外から来られる方100人ですから、2%ということ、どちらかというといつかは来るだろうと思いつつ、そういう状況が来るだろうと思いつつ、まだもう少し先かなという思いが正直あったんですが、今の話を聞いてみると決して全国と比べても遅いわけではないというのをすいません改めて今日の質問を頂いて感じているところでございます。そういった意味では改めて今後も本町も含めてですね、そういった外国の方が移住をされるということをこの流れは止まるものではないというふうに思っておりますので、しっかりと準備をしていかなければならないというのを改めて感じているところでございます。むしろ、移住定住やはり人口を増やしていかなきゃいけないという我々の状況から考えると、むしろ歓迎をしていく、人情豊かというお話ありましたが、そういう状況ということで、体制を整えていかなければいけないという改めて感じているところでございます。加えて、どちらかというところ、そういう海外の方がいらっしゃる機会というのは、むしろ観光面のほうが、先かなというものもありまして、商社においては、既にそういった海外外国語対応ができる職員も、かなりいるわけでございますけれども、先ほどのお話じゃありませんが、町の窓口も含めてですね、そういう体制をこれから整えていくこと、あるいは、事業者との連携、そういったところ、もろもろ今、税務住民課あるいは地域協働課のほうから話をしましたが、そういう取組をやはりしっかりと進めて、これ外国人に限らないわけでございますが、どなたでも、来ていただける環境というのはやはり整えていく必要があると感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

予算化も含めてですね、本格的にその辺のことを考えていただければというふうに考えております。では次の質問に入らせていただきます。教育関係でございます。安芸太田町では出生数が1年で10名程度となっております。こういった現状を踏まえ、今後の学校の在り方を計画的に考えていく必要性を感じています。自然増で、既存の学校が継続されることを望みますが、そのためには人口増の取組を加速させる必要があると考えます。しかし、自然減が進む中、今後の学校の統合を含めて検討していく必要があると考えます。そこで、安芸太田町の教育の展望について幾つか質問させていただきたいと思っております。まずは、今後、各小学校中学校の5年間単位約20年間の予想数を教えていただければと思います。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。20年間の小中学生の数ということでございます。予想ということなんですけれども、実際10年先ぐらいまでは今の現在の出生者数で算出想定がすることができると思っております。その後のですね出生者数は、令和8年以降ですと5年間を、年間10人程度。それ以降は5人程度として想定をして、20年後までの数値を出させていただきます。次に紹介させていただくのがその数字になります。令和7年現在が小学生193人、中学生が93人でございます。令和12年、小学生91人、中学生94人。10年後になります令和17年、小学生が68人、中学生が38人。令和22年、小学生が40人、中学生が30人。令和27年、20年先ですね、小学生が30人、中学生が15人と、このような想定に、なろうかと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

20年後は私は生きてませんが、今0歳の子が20年後高校生卒業するぐらいですので、0歳のお子さんが例えば中学校15年後どれぐらいの児童数になってるのかなというのが具体的に分かればと思って今回質問させていただきました。私が来てですね恐らく上殿小学校が統合、その前ちょっと覚えておりませんが修道小学校は10何年前だったですかね、そのあとに上殿小学校で私10年の間、10年近くで2校が統合したというか、そういう統合がされたと思っておりますけども、統合したときの基準等がですね、具体的に分かれば教えていただきたいと思います。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。合併、安芸太田町、合併しましてですね、早急に学校の適正配置を行わないといけないということで、当時、安芸太田町学校適正配置基本方針というものを策定しております。こちらにおきまして、小学校は、これまでの小学校運営の経緯、地域の状況、統合施設の現況、通学における利便性、保護者の意見等を総合的に勘案する中において、適切な統合対象学区について定めるものとするというふうにされております。ですから具体的な基準はございません。一方、中学校ですね、中学校につきましては、クラブ活動のチーム編成や集団活動等をする上で、1学年15人から20人が最低限必要と考え、1校当たり60人以上の学校規模で2校体制とするというふうにされております。当時ですね具体的な人数というのもちょっと出してるんですけども、令和3年度末、上殿小学校24人でございました。平成28年度末、これ中学校の統合でございましたけれども安芸太田中学校、このときの簡賀中学校が10人、戸河内中学校49人。先ほど修道小学校というのがございましたけれども、加計小学校に統合されておりますけども、平成27年度末でございました。修道小学校が12人、津浪小学校が10人、殿賀小学校が17人。このときの加計小学校82人というところで統合しております。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

統合するということになると、住民の方から随分いろんな御意見等を頂けると思うんですけど、そのときの具体的な、特に課題ということがあれば教えていただければと思います。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい、課題は非常にたくさんございました。1番やっぱり混乱をするといったような状況の中でですね、学校教員が1番苦労されたんじゃないかなというふうに思っております。またですね、児童生徒に関しましては、通学路等の変更、そういったものは変わってきますし、また、新しい学年途中にですね、新しい友達と一緒にいるといった生活環境が変わると、そういったところへの配慮というものが必要であったというふうな記憶を持っております。またですね、この辺もすごく問題なんですけど、やはり、特に小学校は地域のコミュニティの核になっていたといったところがございましたので、地域コミュニティの衰退への懸念、またあわせて、通学時の安全性、ですから人がいないところ通学するような状況。また、御自身、我々もそうなんですけど自身が通っていた学校がなくなってしまうといったことの喪失感、こういったところがですね、保護者や地域の方々の切実な思いへの対応、その統合後の跡地対策、いろんな課題というのはあったというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今ちょっとお聞きするとですね、20人を切ると、大体統合に向かったの道筋になるのかなというふうに今、聞いておまして、そういうふうに思いました。で、そのデータをもとにですね、やはり、今さっき20年出したのはですねやっぱりそれだけ人数が減っていくというのは具体的に分かり

ますし、どれぐらいになると統合について検討していくべきかというの、年数的にはある程度、出てくるのではないかというふうに考えております。それについて、もしか具体的にこの頃からやっぱり考えていけないといけないのかなというのがあれば教えていただければと思います。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。先ほど申し上げました、その統合の基準というところが基礎になっているんだとすればですね、もうデータ上で申し上げれば、当時の適正配置計画そのまま方針を照らし合わせれば、既に中学校に関しましては、統合検討する必要があるというふうに言うようなことになろうかと思えます。しかしながらですね、先ほど数字全部言いましたけれども、10年後にはその要件すら1校にしたところで要件を満たさないというような状況もお分かり頂けたのではないかと思います。一方でですね本町の行政面積、皆様御存じのとおり、非常に広大な行政面積を持っております。当初の適正配置計画としてもそれ以上の統合というのは困難であるというような見解があったわけでございます。その中で、小学校3校、中学校2校という結論に当時の計画も至っていたところでございます。さらなる統合はですね、先ほど言いましたようにさらなる地域縮小の可能性も払拭できないということもございます。具体的な統合の計画というのは、現在のところ着手していないというのが現状でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

どんどん減って、何か暗い話ばかりになっておりますけれども、そこでですね隣の市ですけれども、あるスポーツ企業がですね、中高一貫の寮をつくるというような感じで、中学生そこに30名程度は入れるということで30名の人数が町外から来ますよね。うちの場合も例えば中高一貫にしてですね、そういう宿舍もありで人数を増やすという考えがあるかどうかちょっとお聞きできればと思います。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。中高一貫校という話を頂きました。現状、現実で考えるとですね、やはり高校の教員というのが今は県職員というか県教委の中で全て、県立高校で行われているというような状況でございますので、単独の町として考えた場合にですね、非常にうちも小さい町でございますから、人といった面で言いますと、これも従前に県立高校をですね、町立化というような話も頂いたことがあるんですがいろんな分析をさせていただいたんですが、やはり教員の確保っていうところは非常に困難ではないかなという状況でございます。したがって、中高一貫校という考え方は、今までも検討してきたことはございません。逆にですね、小中一貫校という話は、かつて統合する中でですね、そういう検証検討というのはされてきたというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

小中一貫校でも中学生と小学校一緒になることで、中学校を寄宿舎じゃないですけどもそうやって町外の方の受入れができるかどうかというのを、検討していただければというふうには考えますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

長尾教育長。

○長尾航治教育次長

はい。寄宿舎というところでございます。かつて言いますと、旧町で言いますと、旧戸河内中学校にはですね、寄宿舎を設けておりました。これはやはり通学の関係というところでございませ

て、町内広い中でですね寄宿舎という可能性があるのかもしれないんですが、実際今、町内箇所がいいますと、加計中学校と安芸太田中学校という場所にございます。例えばどちらか一つに絞った場合にですね、寄宿舎の必要性というのが出てくるかどうかというところの検討は必要だと思ひます。一方で、町外者を中学生を受入れようというような話で考へた場合にはですね、やはり中学校って、各市町村に必ず1校はおかないといけないというのが義務づけをされておりますから、区域内にあるですね、学童児童を就学させるために必要な学校と法に定められていることから考へれば、町外から中学生を受け入れるというのはなかなか、特に特化したような、中学校とかをつくっていけば、別なんですけれども、小中学校に関しましては、義務教育学校ということもありますので、そういう特殊な学校を設置しない限りは、やはり町外の方を受け入れるということはなかなか考へにくいのかなと。そういうことを考へますと、やはり寮の設置、経費かなり大きくかかっている、今加計高校のほうもありますけれども、非常に大きな経費がかかっているということを考へれば、できるだけやっぱり投資は抑えていく必要があるのかなというふうには思っているところございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

隣の議員の方のですね、ユーチューブを見ておりましたらですね、今、広島市内、言い方がどうか分かりませんが、シングルのマザーファーザーが広島市内すごい増えているそうです。で、隣の関係の市ですけども、その議員さんがおっしゃっていたのはそれをどうにか受け入れるような、町としての取組ができれば、子どもも増えるし、保護者の方も来られるんではないかというような話がありましたけれども、それについては町長何か考へがあればですね、そういう考へができるかどうかというのがあれば、教えていただきたいと思ひます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

寄宿舎というか、我々もそうは言っても町外のその若い方あるいは、以前から話をしております本町の教育環境が素晴らしいということで来ていただける方は、ぜひ受入れていきたいと思ってるんですが、どちらかというとならば小学校中学校になると、親御さんから独立してというよりは、親御さんとともに移ってこられる方、要は結局は住民票を移されて、家族ぐるみで来られる方というのがどちらかというとならば、目標だったのではないかと思っております。実際にそういう方もおられました。そういうことでは、町外中学生の受入れというのは、それも含まれると思ひますが、町外中学生を単独で寮をつくって受け入れるという部分については、少しまた何というか、課題も含めて、検討しなければならぬのかなと思っております。先ほどの学校教育法との絡みももしかしたらあるかもしれませんが、何というか、はい、ちょっと検討させていただければと思っております。基本的には、本町の教育環境を望まれて移ってこられる方をやっぱり増やしたいという思ひはあるわけでございますが、繰り返しになります従前は家族ぐるみで来ていただくことを想定したものですから、また検討させていただければと思っております。以上ございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

また最後にそれ、お願ひをちょっとしたいと思ひますので、この今の教育について話をした後。次加計高校についてちょっとお話をさせていただければと。加計高校の過去5年間の町内生徒数について教えていただければと。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。過去5年の町内の生徒数ですね。はい。加計高校ございます。令和3年度から申し上げ

ます。令和3年度、全体高校生の全体数ですね、106人のうち町内65人でございます。令和4年度、全体106人のうち町内58人、令和5年度、全体103人のうち町内が50人、令和6年度全体113人のうち町内が58人、本年度、全体が110人のうち町内54人、各年度ともですね、5月1日時点での数をひろっております。町内割合というようなことで申しますと、令和3年度の61.3%から、今年度12.2%下がっております。今後も50%を下回って推移していくのではないかとこのように思っております。

○中本正廣議長
笠井議員。

○笠井清孝議員

町外の生徒はそれを引けばいいので、分かりましたので、質問いたしません。町内比率も今おっしゃっていただけたんで、質問いたしません。今後の町内の予想数というか、今年度から5年後先までの予想数が分かれば教えていただければと。

○中本正廣議長
長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい、想定ということでございます。今後の町内の生徒数の見通しでございますけれども、加計中学校の過去5年間の加計高校への平均進学割合64.9%でございます。同じく安芸太田町中学校からの平均進学割合が51.7%でございます。これを現在の小中学生に当てはめると、令和8年度が19人、令和9年度が17人、令和10年度が16人、令和11年度で22人、令和12年度が19人ということになろうかと思っております。平均割合で推移とすれば、向こう5年は、入学定員40人のうち、半数の20人前後が町内生徒というふうになるのではないかと考えております。

○中本正廣議長
笠井議員。

○笠井清孝議員

今の数からいうと、町外から生徒を来ていただかないとなかなか加計高校の存続も大変難しい現状があるように思いますが、現在ですね加計高校、町外から来る場合ですね広報活動、PR等はどのような形で行われてますでしょうか。

○中本正廣議長
長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。町外学生向けの広報活動でございますけれども、地域みらい留学の東京、大阪で開催をしております進学フェスとかですね、県内県立高校合同説明会の参加、そのほかですね、夏や冬に加計高校で開催をされておりますオープンスクールで特色をアピールする、こういったことなど、私立高校の授業料軽減ある中でですね、競争率が一応、今のところはですね1倍を下回ることなく、生徒獲得に取り組まれているところでございます。

○中本正廣議長
笠井議員。

○笠井清孝議員

今のままではその広報方法だけでは、今後はやっぱり厳しくなるというふうに考えます。なぜなら、高校が無償化していきますので、今現状、大阪、東京などは、私学への進学が随分増えてるというふうに聞きます。公立の有名校が軒並み倍率を割るという形が生まれてきてますので、そう考えるとですね、よほどの覚悟がない限り、よそから人に来ていただけないというふうに思っていますので、まずその辺の今後のプランがあればですね、このように進めていきたいという具体的なプランがありましたら教えていただければと思います。

○中本正廣議長
長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい、おっしゃっていただきましたとおりですね、私立高校の無償化等が進んでいけば今後の生徒確保は確かに厳しくなっていくというような状況が推測されているところでございます。ただもちろんですね県立高校でございますので直接的な生徒募集が町教委でタッチできないというところがございます。ただですね本町では、平成8年からですね早くから加計高校の存続を危惧しまして当時の町長、旧加計町の町長ですとか、現議長さんですね、こちらが御尽力し、誕生しております加計高校を育てる会、この強みがございます。こちらへの支援、先ほどの広報活動に加えまして、現在では寮の運営も行っておりますけれども、こうした寮の適正管理から、誇れる公営塾ですね、こうしたところの運営がございます。これらを継続して加計高校を育てる会を支援しながらですね、しっかりと生徒を獲得していくと、その広報の流れはまた高校のほうと連携しながらやっていると、こういったところに尽きるんじゃないかなというふうに思っております。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

ある県のですね、町の方から加計高校人が増えとるけど、どうしてそんな増えとるんかということで、聞かれましたので、すごく頑張っておられるのは分かりますので、今後もさらに頑張っていていただいて、高校存続をきちんとできるようにしていただけたと思います。それについてですね最後に寄宿舍、今40人ですかねキャパいっぱい、それ以上増える可能性は今の答弁の中ではあったと思うんですけども、この増えた場合の対応についてはですね、今後具体的にどのように考えていらっしゃるのか、お話をお聞かせください。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。安芸太田町人材育成交流センターという名前でございます。黎明館でございますね。定員は60人でございます。今年度、51名が入寮しているところでございます。黎明館では、本来、もともとの構想というか、計画ではですね、毎年20名ずつの入寮想定をしているところでございます。町内中学校から連携枠での進学者が20名を下回った場合はですね、この枠からもれるということでございます。募集定員が20名を超えた場合、これも男女の比率とかいろんなことが様々問題あるんですけども、いろんなことを踏まえまして、加計高校では、現在、いろんな話をしてるんですけども、公共交通機関によって通学可能な安佐北区、具体名出すと清和中学校ですとか、佐伯区の湯来中学校ですね、このあたりにもアプローチをかけられているような状況でございまして、入学定員40名を確保するように頑張ってお組を現在は進めているところでございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

60名以上になったときのことはシェアハウス等のお考えがありましたけれども、増える可能性を見越してですね、次の展開をしっかり考えていただければというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。最後にですね、町長やっぱり今移住定住に関してですね、やっぱり教育っていうのは、大きなテーマだというふうに考えております。町長としてですねその教育で移住定住をどのように図っていくかという具体的なプラン等がございましたら、お話を頂ければと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて移住定住に力を入れる本町として教育というのは大変重要なテーマだというふうに思っております。そもそも自然を活かしたまちづくりというのはいつもお話をしておりますが、その行き着く先やっぱり教育分野だろうという思いが私自身もありまして、令和6年の7月には新たな教育大綱を策定をし、その実現を教育委員会にはお願ひをしているところでござ

います。これ教育大綱でございますのでもちろん、本町の子どもたちをどう育てていくかということはメインであります、それがあつて、本町の魅力になつて、移住定住にもつながればなあという思いもあつてですね、こういう教育大綱をつくらせていただきましたけれども、それがやはり根幹にはやはり自然体験というのがあつて、これから教育も、どういう方向にいくのかというのはまた予測しがたいところはあるものの、デジタル化が進む中で、バーチャルな取組が増える中でやはりどこかで自分自身で体験をしていくとか、あるいは自然に触れるというのはやはりどうしても重要な要素になるのではないかなということもあつて、それをやはり本町で体験していただくことによつてあるいはとりわけ小さい時分、就学前あるいは就学後の小学校中学校その辺りでやはり体験してもらうということが最終的にはその子どもさん、あるいは大人になつたときにも、さらに成長していく大きな要素になるんじゃないかなということもあつてですね、この教育大綱もまとめさせていただいたところであり、実際に、これは何度も話をしております森のようちえん事業については、ここ最近本当に目覚ましく内容も充実化しているというふう聞いております。それがまた、本町内の4園所で広島県の自然保育の認証を得られることになればですね、これがまた一つ町としても魅力を訴えていく一つの大きな要素になるのではないかなというふうに思つてるところでございますし、またそれが、就学前だけではなくて、小学校あるいは中学高校にも広がっていけば、一つの大きな本町を訴える魅力になるのではないかなというふうに思つてるところでございます。改めて、そういった取組を続けていただきながらですね、子どもたちを、子どもを育てるのは安芸太田でと言つていただけるような環境をこれからはしっかりとつくつていきたいと思つておりますし、まずはそれを現場でも頑張つていただかなければならないわけでございますので、町としては、その環境づくりにしっかりと力を入れていきたいというふうに思つてるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

先ほどお話をしましたけれども、例えばシングルとかシングルマザーをターゲットに職も含めてそれか住も含めて、それから環境特に教育は手厚くやつてますよというような形、例えば給食をですね、ほかの地域でもしっかりと給食を出してるとか、何かそういう強みをですね全面的に出してですね、ぜひともその定住につながるような形をつくつていただければというふうに思います。引き続き次の質問に移らせていただきます。道の駅についてです。先日ですね、住民説明会、上殿とそれから川森でありましたけれども、どちらとも出させていただいて、住民の方からいろんな御意見をお聞きしてきました。で、ハード面についてですが、ハード面についてはですねある程度概要が、見えてきたというふうに考えております。で、そのときにも町長がおっしゃつてましたソフト面、これが今からの重要なテーマだというふうに考えておりますので、このソフト面についてですね、ちょっといろいろと御質問をさせていただきたいというふうに考えております。まずですね、売上げ100億、6億ですね、今の約3倍にするということになると、生産量も約3倍、出荷量も3倍ぐらい以上にしないと、なかなかその産直だけで考えると難しい部分があると思つたので、まずは産直についてちょっと御質問させていただきたいと思つたので、現状の出荷状況と生産者数について教えていただければと思つたので。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、道の駅に関します産直市の御質問でございます。太田川産直市につきましては、規約を見ますと、平成21年に制定されております。会員数は126名で構成され、出荷をしている状況でございます。令和6年度の売上げ販売額は約4,650万円というデータを受けているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

売上ですけれども町内と町外というふうにあると思うんですけど今は町内の場合だけの売上げでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。JA広島市からの仕入れも行っておりますので、全体の額でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

それでは町内と町外で例えば出荷数とそれから売上げ数が分かれば具体的に教えていただければと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。先ほど申しましたが、JA広島市などで通じてですね、仕入れを行っておりますが、一部町内出荷者もあり、町内外のですね、比較っていうのはなかなか難しいところですが、町内のほうが約54%の方が出荷しているということでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

結構、町外からの出荷が多いですね。もっと町内が多いと思ったんですけども、分かりました。で、次の新道の駅後の予定出荷数と生産者数の目標値について、分かれば教えていただきたいと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、地域商社あきおおたは、これまでのお土産などの物販販売とあわせて、産直市に対する販売を主要の事業として新道の駅で参画する予定です。令和10年度からのですね、産直市に関する目標、売上げ目標については、現在検討しており、作成報告次第皆様に報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。その上で、新道の駅全体の来場者数は100万人と目標を定めておりますので、来場者数100万人に占めるレジ通過客の比率及び客単価をもとに算出したところ、令和10年度は、1億6,940万円というふうになっておりまして、これにつきましては、機械的に算出しておりますので、この数値をもとに具体的に対策を講じていくよう、連携をしてまいりたい、そういうふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

いずれにせよ、売上げを上げるためにですね、生産者数を増やしていく取組が確実に必要だというふうに思っております。あと2年しかございませんので、その辺の具体策等があれば教えていただければと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。本町の農地につきましては、谷合いに点在しており、圃場整備が行われていない農地も多くあり、総じて狭小でございます。全体の約4割が自給的の農家であり、管理、耕作など小規模経

営が多く占めている状況でございます。大小様々な農家が、労力に見合った所得と生きがいを見いだし、次代につながる、継続した農地の活用がなされ、生き生きと農業に従事している姿を本町が目指す農業のビジョンとして定義し、令和5年3月に安芸太田町農業振興ビジョンを作成したところでございます。施策の一つといたしまして、太田川産直市を活用した小規模農家の育成支援を掲げ、具体的な取組の中で、中山間、多面的の支払制度をはじめ、本町の独自事業である小規模出荷農業者認定制度により、小規模農家の支援を行っているところでございます。これらの制度の活用も行いますが、本町で耕作される方は多くいらっしゃいますので、多くの方に参画していただきたいですし、引き続きひろしま活力生の支援も行っています。地域商社あきおおたがですね、いろいろマネジメントできるよう強化を図り、出荷者の拡大を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

先日、隣の県の道の駅の関係の役場の方と道の駅の方とちょっとお話をさせていただいてきました。そこは今、生産者がですね400人以上いらっしゃって1番遠いところで、25キロ圏内から出荷していただけると。生産、金額ですね。収入としては1番多い方で2千万というふうなお話をされてました。今、話したように具体的にですね、ある程度、目標設定をしてですね、この2年間にどのように、その計画どおり進めていくかという具体的なプラン等をですね、ぜひとも早急に考えていただいて、提案していただければというふうに思っております。私地域おこし協力隊でしたので、この地域おこし協力隊の制度を使ってですね、出荷者、生産者となっていただいて、道の駅に関係する人材をどうにかつくっていただきたいなというふうに考えてますけども、そういう取組については、御検討されてますでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。本町の農業含めて林業もそうなんですけど地域おこし協力隊を含めてですね、現在の専業農家の方もですね、大半が半農半X半林半Xの活用により活動しているところでございます。その辺りを言えば、本地域は農業生産活動では、冬はマイナスになっているというのが現状でございますけど、冬季のスキー場であるとか、除雪などの観光や生活の基盤を支える重要なポジションであることは御指摘のとおりだというふうに考えておるところでございます。これまで地域おこし協力隊の農業分野での採用は行ったことがあります。定着している実態が少ない現状でございます。勤務条件を含めたですね生産性の面から増えていかないのが現状ですが、井仁地区のようにですね、複合的な業務の中で農業生産活動をされる事例もありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

まだたくさん項目ありますので、時間内に終わりそうにないと思いますので、ちょっとどうしても聞きたいところだけお聞きしたいと思います。産直以外の運営についてですけども、今、テナント及びチャレンジショップの進捗状況はいかがでしょうか。

○中本正廣議長

瀬川道の駅推進チーム担当課長。

○瀬川善博道の駅推進チーム担当課長

はい新しい道の駅においてはですね飲食のテナントは駅舎内のフードコートには最大5店舗、そして駅舎外テイクアウトまた屋外ショップについてはですね、最大6店舗の枠を用意する予定となっております。道の駅の再整備事業の選定事業者のSPCからはですね、年度内には新たな駅舎への出店に関わる条件面をまとめまして、既存店舗の事業者、また出店の意向確認を

含めた交渉を進めるほか、新規出店者を募集する計画となっているところがございます。以上でございます。

○中本正廣議長
笠井議員。

○笠井清孝議員

それにあたってですね新道の駅にあたって新規の雇用者数がある程度分かれば教えていただきたいと思います。

○中本正廣議長

瀬川道の駅推進チーム担当課長。

○瀬川善博道の駅推進チーム担当課長

はい。道の駅ですね新規予定雇用者という形の質問を頂きました。実際道の駅の施設の管理運営についてはですね、その施設の運営管理責任者となる駅長、そして運營業務責任者そして業務従事者の3人をですね基本として、雇用・常駐するものとなっているところでございます。今現在ですね、またフードコート、屋外ショップなど、新たに出店される事業者等への出店条件を今調整しております。そういった雇用予定数は、今現在不明ではございますが、道の駅は雇用創出には大きく貢献するものと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

時間がなくなりましたので最後に前回もこの間の説明会でも住民の方がおっしゃってましたけども道の駅を成功させるためには、熱い思いが必要だというふうにおっしゃってました。そのへんについて町長、その熱い思いをぜひともここで、話をさせていただければというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。熱い思いというお話頂きました。何度もここでもお話をさせていただいております。道の駅の再整備というのは、本町の産業振興と観光振興の起爆剤だというふうに思っております。この前からもちょっと考えておったんですが、この道の駅の再整備のお話というのは、振り返ってみると、平成25年度の重点道の駅の指定の頃からだったんじゃないかなと思っております。そういった意味では、もう足かけ10年以上にわたって、この議論はされているところでございますので、改めてこのタイミングでしっかりと作らせていただいて、産業振興あるいは観光振興の起爆剤となるように、しっかりと努力をしていきたいと思っております。そのためには、100万人6億円というのは大変大きな目標、かなりチャレンジングな目標だと思っておりますが、しっかりとそれを達成するために頑張っていきたいと思つてると同時に、これ改めて町民の皆様にもしっかりとこの道の駅を活用していただくということが重要だというふうに思っております。その意味ではもうこの道の駅というのはもちろん、産業振興という意味で100万人6億円達成するというのは重要な取組なんですけど、逆に町民の皆様にもですね、ここにおいて100万人6億円落ちていく、そういう舞台がある意味できたというふうに受け止めていただきたいと思っております。その舞台をいかに使って、町民の皆さんそれぞれの活動につなげていくかあるいは商売につなげていくか、そういうことがまたこれからも大きな取組になっていくんだと思いますし、逆にそういう形で受け止めていただくことによって、町の活性化も大きく進むのではないかなというふうに思っているところでございます。そういう環境整備も含めてですね、まだまだこれからやらなければいけないことたくさんあると思っておりますので、一つ一つ取組をさせていただきながら、また議会の御指導も頂きながらですね、進めさせていただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

住民説明会でも、行きましたけども、戸河内地区と加計地区では、住民に随分温度差があったように感じました。お願いですけども、広報を使ってですねこの2年間の進捗状況をですね、絶えず住民の方にお知らせできるような形をつくっていただきたいということと、それから議会のほうにもですね、やはり、毎月のようにですね進捗状況を具体的に示していただきたいというふうに考えております。私も微力ながら、道の駅についてはですね、最大限努力して良い形になるように頑張ってみてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○中本正廣議長

以上で笠井清孝議員の一般質問を終わります。なお、先ほど一般質問の中で不適当な発言があったように思われますので、後刻記録を調査の上、処置をいたしますのでよろしくお願ひします。11時5分まで休憩といたします。

休憩	午前10時53分
再開	午前11時5分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。7番影井伊久美議員。

○影井伊久美議員

皆さんおはようございます。議席番号7番、影井伊久美でございます。議長よりお許しを頂きましたので、通告に従いまして、大枠1題、子どもの権利について、一問一答にて質問してまいります。本年も12月4日から10日までの1週間、人権週間が実施をされております。この期間は、全ての人が互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない社会の構築を改めて考える大切な機会となっております。本質問においては、中でも子どもの人権についてふれてまいります。子どもは人権が尊重されるべき対象であると同時に、その保障が遅れがちな存在でもあります。昨日の同僚議員の質問にもありました。教育や保育環境の課題、こういったことがあるほか、いじめや不登校、虐待や子どもに対する性犯罪の増加など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、また複雑化をしております。こういった状況は、現場任せでは解決できず、行政が体系的に子どもの権利をどう守るか、こういったことを方向づける必要があると感じております。人権週間を迎え、改めて問いたいのは、本町は、子どもの人権を守っていると胸を張って言えるのかということ。また、子ども施策を推進するにあたって、その根拠となる理念を明文化し、安芸太田町の根本に据える必要があるということ。そして、単に理念を掲げるだけではなく、地域全体や各課の共通認識を図り、政策形成や実践基準となる子どもの権利条例の制定が必要であると考えます。国のほうの動きとしましては、こども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されてから約1年半が経過をいたしました。こども基本法は、これまでの保護の対象としての子どもという考え方から一歩進み、子どもを権利の主体として尊重することを明確に位置づけております。国は、この法律の理念に基づき、令和5年12月にこども大綱を閣議決定され、市町村にはその理念を反映した市町村こども計画の策定が求められております。広島県においては現在条例を制定している自治体はゼロ件でございます。しかしながら、この12月定例会では、県内の複数の市町村においても、子どもの権利のさらなる周知や、こども条例の制定を求める一般質問が行われております。子どもの安心安全や尊厳を守るため、明確に姿勢を示すことの重要性が、県内でも広く認識されつつあることを示しております。令和6年第3回定例会において、こども真ん中社会についてと題し、質問をいたしました。そこで、1項目目の質問に入ります。こども計画にあたって、今後の方針はといった問いに対し、県の動向を見ながら、計画を策定するか否かを含め検討していく。また、第3期子ども子育て支援事業計画の策定にあたり、保護者のニーズ調査や策定委員会での議論を進めるといった答弁だったと記憶をしております。とりわけ気になることとして、子どもや若者の意見を反映させる具体的な方策を問うたところ、子ども議会、子ども教育委員会やコーディネーターを迎え、子どもたちの意見を聞く、そのよ

うな取組を参考にし、前向きに検討していく。そういったお答えを頂いております。まずは、その後の進捗状況について伺います。

○中本正廣議長
大野教育長。

○大野正人教育長

はい。子どもの権利、人権保障という極めて尊大かつ、町政の礎と言っても過言ではないテーマでございます。教育委員会だけで取り組んでいけるようなものではございませんが、町民の幸せを願い、子育て支援、子どもの保育、教育を進める機関を代表いたしまして、誠意を持ってお答えできればと思います。まず最初にですね、その後の進捗ということでございますが、子どもや保護者の意見を教育施策に反映させるという点で申し上げますと、昨年度より子どもの意見を聞く場を設けているところでございます。今年度も3学期には教育長と語る会を設定し、各学校の生徒会や児童会を通して、子どもの意見を直接教育長が聞かせてもらう予定にしております。今後はこの取組を深化・発展し、子ども教育委員会などにつなげていきたいと考えております。

○中本正廣議長
影井議員。

○影井伊久美議員

昨年度より子どもの意見を聞く、教育長と語る会、私も拝見したことはないですけれども、大変素晴らしい取組だなというふうに感じております。また後ほどでも、こういった内容か触れていただければと思います。続いてですね、2問目に移りまして、本町では人権にまつわる取組といたしまして、安芸太田町人権啓発推進プランを令和4年度から8年の間で策定をされております。このプランに基づいてですね、様々な人権に対する啓発活動を行っておられます。このプランの中の第2章の2、各人権課題に対する取組として、(2)の中で、子どもの人権課題についても記されております。具体的な取組に子どもの権利を尊重したまちづくりを進めることや、子どもの人権についての啓発に努める、そういったことが明記をされております。こういったことをもとにですね、保護者や地域全体で子どもの権利について意識や機運を醸成するような取組はなされているか、答弁を求めます。

○中本正廣議長
大野教育長。

○大野正人教育長

はい。保護者や地域全体で子どもの権利について意識醸成する取組をされているかという御質問でございます。教育委員会ホームページの教育長室からというところでトピックスという形で幾つか取上げ、町民の皆様には発信はしているものの、学校以外での取組は十分とは言えないのが現状でございます。昨年度の町長の教育の在り方検討会でもそうございましたけれども、子どもの施策や教育に関心を持たれる方に集まっていただくことは簡単ではないと感じられた方も少なくないのではないのでしょうか。まずは子どもや教育の今を知ってもらうことが必要であり、関係機関などと協働し、発信の方策を練っていきたいと考えております。

○中本正廣議長
影井議員。

○影井伊久美議員

ホームページの教育長のページ私も拝見いたしましたが、教育長の思いや熱意が伝わる文面であったなというふうに感じております。保護者や地域への周知啓発活動についてはまだちょっと不十分であるというお答えだったというふうに受け止めております。そういったところでですね子どもの人権、子どもの権利について、こういったことをテーマにして、例えば人権フェスタでの講演や、人権啓発セミナーを開催する、そういったお考えはないか、所感を求めます。

○中本正廣議長
大野教育長。

○大野正人教育長

はい、ありがとうございます。前向きに検討してまいりたいと思います。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。前向きに検討していただけるということで、大変重要な部分であると私感じております。子どもの権利について、我々大人も分かっているようで分かっていない、十分に理解ができていない、そういった部分もあるかと思えます。またですね、啓発の定義としてどこまでできたらOKなのか、非常に曖昧で難しいところでもあると存じます。ですので、人権施策推進会議においてもですね、再々子どもの権利に触れる機会を設けられたいと申し添え、次の質問に移ります。では、3項目め、子ども自身が子どもの権利を知る、そのような取組はなされているかについて答弁を求めます。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい、子ども自身が子どもの権利を知る取組ということでございます。各学校におきましては、人権教育推進計画のもと、各教科、道徳、特別活動、生徒指導等と関連づけながら、発達段階に応じて人権教育を実施しています。子どもの権利については、中学校3年生の社会科公民分野の授業において取り扱われております。さらに、先ほども申し述べました、教育長と語る会の事前準備として、児童生徒アンケートを行います。今年度のアンケートのテーマとして、子どもの意見表明と尊重、施策への反映を予定しております。アンケートを通して、子どもの権利について知ってもらうとともに、アンケート結果をもとに、さらに取組を深化させていきたいと考えております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

道徳や、生徒指導の中で行われており、また、中三の社会公民の授業の中でも取り扱われているということを確認しました。ではですね、その子どもの権利について、教職員への研修、こういったことはどのようになされているのか答弁を求めます。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい。正直申しますとですねその辺の研修が非常に不十分であるというふうに考えております。そこでですね、次年度は職員向けの研修ですね、を実施する予定にしております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

次年度から研修を実施する予定であると伺いました、これ令和4年の、少し古いですけども、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査においての、ちょっと紹介させてください。子どもの権利の内容までよく知っているという回答した教員は21.6%にとどまっており、全く知らない、名前だけは知っているという回答した教員は合わせて30%という数字が出ております。教員であっても、やはり子どもの権利が何を意味しているのか、十分な理解が得られていない、そういったことが現実にあるということです。先生方が子どもの権利を真に理解し、日々の実践に落とし込むためにも、研修の機会などは、次年度から予定ということですが、しっかりと確保をしていただきたいと思います。他方、子どもたちの理解を促す方法といたしまして、子どもの権利に関する子どもにも分かりやすい本や絵本がたくさんございます。学校図書や図書館に少しずつでも蔵書をしてはいかかがかと考えますが、これについての所感を求めます。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい、図書につきましては、既に町立図書館におきましても、学校におきましても幾つか蔵書がございますけれどもですね、それに加えまして、さらに子どもたちの意見をしっかり聞きながらですね、蔵書をですね充実させてまいりたいというふうにと考えるとところでございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

子どもの本の、子どもの人権にまつわる本の紹介していただいたリストも持っているので、また後ほどお渡しできたらなと思います。そういった形ですね、子どもたちや住民さんが気軽に手にとれて、触れられる形での周知啓発も、今後は合わせて進められることを期待いたしまして、次の質問に移りたいと考えます。では子ども施策やまちづくりに関しまして、子どもの評価、意見を聞く機会は設けておられるか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい、子ども施策やまちづくりに関して子どもの評価を聞く機会を設けているかということでございます。子ども施策やまちづくりに関する子どもの評価を聞く機会といたしましては、第三次長期総合計画、安芸太田総合ビジョンを策定する際にですね、中学生及び高校生に対して、私のまちづくりアンケートを実施しています。また、直近では、11月22日に加計高校生を対象にはしもトークを実施されております。今後も4年ごとの総合ビジョン見直しの際にアンケート調査する、実施する予定でございます、となっております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

長計策定時にアンケートをとられたと。あとまたはしもトークや、教育長と語る会ですかね、ということですが、アンケートだけではなくてですねそういった生の声を聞いて、子どもたちにとって意味のあるまちづくりへの参加の仕組みをもっともっと機会を増やしていくことが肝要であると感じております。それでは続いて、5項目めに移りまして、令和6年6月に広島県が開催されたイベントにて、本町も、こども真ん中応援サポーターとして共同宣言をされております。県のホームページには共同宣言一覧がございまして、23市町それぞれにこどもまんなかアクションとして、子どもの施策に関し、具体的な取組が掲載をされております。本町は共同宣言はしているものの、このこどもまんなかアクションが記されておらず、様々施策展開をしているのに非常にもったいないと感じる次第でございます。こういった状況をどのように捉えておられるか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。広島県のこどもまんなか応援サポーターの共同宣言について御質問頂きました。この広島県こどもまんなか応援サポーター共同宣言については、こども家庭庁が掲げるこどもまんなか宣言の趣旨に賛同してということで、議員ご指摘の令和6年6月12日に広島県と共同で宣言したのですが、御指摘のとおり広島県のホームページに本町の取組が掲載されていませんので、広島県と調整して速やかに掲載していきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

まさに今後掲載していただけるか否か県に確認をとっていただき、機会があれば速やかにという

ことを申し添えようと思っておりました。この共同宣言一覧はですね、各市町の取組や子ども子育てに対するとらえ方などを確認するため、一定数の閲覧数があるようです。せっかくのアピールの機会を取りこぼしていると感じております。またですね、子どものことに関して、縦割りではなく、役場全体の取組として、子ども施策に臨みたいというふうにも感じます。こういった小さなことではあるかもしれませんがこういったところにも、子どもまんなか推進への意気込みが出てくるのではないのでしょうか。またですね、本町の姿勢が問われるところでもあると思います。ではですね、6項目めに移りまして、全国では81の自治体が子ども条例、あるいは子どもの権利条例を制定されております。こういった流れを、本町ではどのように評価をされているのか答弁を求めます。

○中本正廣議長
大野教育長。

○大野正人教育長

はい、どのように流れを評価しているかということでございます。81自治体は、全国自治体1,794の4.5%、町でいえば1.2%の制定にとどまり、全国的に見ても着手されていない実態がうかがえます。一方で、制定されている自治体を見ますと、子育て支援課や子ども課といった専門担当部署を首長部局に設置し、取組を加速されたことがうかがえます。この子ども条例は、まちづくり条例と同様、保護者、住民、議会、行政の役割等をうたういわゆる理念を掲げるための条例で、全ての町民の理解と協力が必要であると認識しております。なお、本町では、子どもの人権について安芸太田町教育振興基本計画や、人権教育啓発推進指針、人権啓発推進プランを策定し、家庭、学校、地域における人権教育の推進に努めてきているところです。子ども条例制定の有無にかかわらず、子ども大綱でうたわれている理念を実施していくことが極めて重要であると考えております。

○中本正廣議長
影井議員。

○影井伊久美議員

はい。全国でもまだまだ制定されている自治体が少ないということでしたが私も同様に感じております。そしてですね、捉え方を確認させていただきましたので、次に進めてまいりたいと思えます。7項目めに移りまして、子ども条例について、ほかの自治体での取組などを調査をされているか、またされていればですね本町が学ぶべきところはどのようなところか、そういったことについて答弁を求めます。

○中本正廣議長
大野教育長。

○大野正人教育長

はい。取組の調査についてでございます。現状においてはですね文献や資料をもとに、子どもの意見表明を中心に据えて調査研究を進めているところでございます。また、先日は、京都府久御山町教育委員会へ視察で行ってまいりました。学ぶべきところがございますけれども、やはり組織づくりというものが非常に重要であるというふうに考えておりますので、組織づくりについてしっかりと学習をしましてですね、しっかりと固めていきたいというふうに、理念をもとにですね、組織づくりを固めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○中本正廣議長
影井議員。

○影井伊久美議員

はい、おっしゃるとおり組織づくり、大変重要であるなと感じます。先ほど京都の久御山町、紹介頂きましたけど、私も先日ですね、大阪府の富田林へ視察に伺いましたので、そちらのほうを少し御紹介をさせていただきます。令和6年度の4月より富田林子どもの権利に関する条例検討委員会の市民委員を募集され、子どもの権利条例制定に向け、様々な取組を実施してこられております。子どもの声を聞く取組、これを重要視しておられ、子どもや市民、子どもに関する団体から意見を聞き、その意見を条例に反映させるため、アンケート調査やヒアリング調査などを細やかに実施をさ

れております。また同時進行で子どもの権利をテーマに中学生生徒会サミットの開催をされたり、ゲームを通した周知啓発や、子どもの権利ワークショップを数回開催されております。また、市立幼稚園、いちりつ幼稚園、小中学校教職員向けの研修なども実施をされております。その流れを通して、令和7年度からは、子どもの権利、子どもの権利条例、一緒につくってみたいかいという、小学校の4年生から高校3年生の子どもたちと一緒に子どもの権利条例の前文をつくるためのチームがつくれ、計5回の話し合いのもと、条例の前文がつくられております。今月14日にはその発表会が行われると伺っております。この制定過程におけるプロセスが、子どもの参加の仕組みのもと進められており、すばらしい取組であると感じております。富田林市のホームページも大変分かりやすいので、富田林市子どもの権利条例などと検索をしていただき、ぜひ皆さんにも御覧頂ければと思います。もう一つです。紹介させていただきたいのがですね、これは、広報広聴調査特別委員会の取組なんですけれども、10月にですね開催いたしました、加計高校との意見交換会ではですね、単に意見交換をするのではなく、事前学習といたしまして、議会の仕組み、議員の仕事、それらについて説明をし、その後、町のいいところや、改善したほうがいいと思われるところ、こういったことをグループに分かれて意見交換をしてみました。その後の先生方へのヒアリングなども行いましたが、非常に好評でして、このような取組、今後も議会といたしましても、継続して、続けてまいりたいという所存でございます。このようにですね、子どもたちの命が守られ成長する権利や意見が尊重される権利を保障するための基本となること、また子ども施策を進める上で、理念を各課で共通する土台となる安芸太田町子ども条例を制定するお考えはないか、見解を求めます。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい、子ども条例の制定についての見解を問うということでございます。保護者、住民、議会、行政の責務の分担を明文化するといった意味では、機運醸成が足りていないと感じておるところでございます。先に申し上げました安芸太田町教育振興基本計画、人権教育啓発推進指針、人権啓発推進プランに基づいて、子どもの人権に関する取組を推進しつつ、県の条例制定等の動向を注視し、タイミングを図りたいと考えておるところでございます。県のほうでは、広島子どもの未来みんな応援プランも、今年度から実施しておりますので、その辺のところも、参考にしてまいりたいと考えております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、現状では機運の醸成も足りておらず、周知も足りていない状況である、今行っている現状の取組をさらに強化していくものと受け止めました。はい。制定までのプロセスが最も重要であると私は考えております。その過程があるからこそ、形骸化しない、生きた条例になると確信をいたしております。ここまでのやりとりです。教育長のお考えを十分に理解し、大変有意義なやりとりができたと感じております。さてでは、条例制定について、町長の見解はいかがであるか、お伺いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて条例制定についてということでお話が御質問頂きました。議員の御指摘を踏まえながらですね改めて、条例の制定そのものによって逆に機運が醸成するという部分もあるんだろうなというのを感じさせていただいたところでございます。そういったことも含めてですね、教育委員会ともしっかりと相談させていただきながら、タイミングを図っていききたいと思っております。でございますが、私の立場からすると一つ。先ほどお話もありました。この取組を進めるにあたって重要なのが組織をつくるということございましてそこら辺については我々もちょっと知恵を絞らな

いといけないなと思ってるところでございます。かつて本町においては、児童育成課というものがまさにありまして、そこはいわゆる子ども施策についての担当部署としてあったんだと思いますが、実はこれ私になって教育委員会に入れ込むというかですね、そういった意味では担当部署をあえてそういった形に変えた経緯がございました。当時児童育成課3名で構成をしていたと思います。そういった意味では、少ない人数で担当を回すというよりは少し人数を増やして、連携をとらせていただきながら、施策を進めたいという思いで取組をしたわけですが、今そういった意味では、この子ども関連の取組、主には教育委員会とさらに言うと健康福祉課に分かれているところでございます。それぞれがそれぞれやっぱり大きな仕事を抱えておりますので、その中であえてこの二つをまとめるような組織というのをどう組んでいけばいいのかなというのを少し私もまだ悩んでいるところでございますので、明言ができないわけですが、そういう体制も考えながら、しかし、条例がなかったとしても、取り組むべき課題はまだありますので、そういった取組はしっかりと進めさせていただきながら、繰り返しになりますが、教育委員会とも相談しながらですね、タイミングをはからせていただきたいと思いますというところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

町長も同じくタイミングを図っていきたいということで、特段組織をつくるということにちょっと検討を深めていきたいというふうに受け止めました。もちろんですね人員が足りていない状況は理解しております。そしてですね、そこについては多くの工夫が必要であると私も感じております。しかしおっしゃるようになりますね、条例のあるないにかかわらず、子ども施策の推進は行われていくわけですが、重要なのは理念の共有であると考えます。この理念を条例で示さなければ、一体何で示し、どのように各課共通の認識のもと、子ども施策の展開をしていくのか、町長のお考えを求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。重ねての御質問でございました。もうおっしゃるとおりでございます。理念がやはり重要だということもよくよく分かりますので、そういった意味では、できるだけ早い段階でつくるべきだということも御指摘ももっともでございますので、それも含めて、教育委員会としっかりと相談をさせていただきながら、適切なタイミングを図らせていただきたいと思いますというところでございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、理念が重要であるということを確認していただいたということで、今日のところは、私の中ではゴールかなっていうところもあるんですけども、条例はですね、国や県の制度のコピーではなくですね、自治体ならではの課題や実情に基づきながらつくっていくものだとして認識しております。そして本町がですね、子どもの権利を大切にしている町である、こういったことも明確に示せるものだと考えております。子どもたちが帰ってこない。子どもたちが帰ってこられない町、そういったことが現状である中、子どもたちが帰ってきたい、帰りたいまちにするためには、大人目線の制度をつくるだけではなくて、子どもたちの意見も尊重されることで、子どもたち自身が地域の一員であると認識し、地域への愛着や郷土愛が深まる、そのような取組もあわせて重要ではないかと考えますが、再度この点についてお考えを伺います。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい、全くそのとおりであるというふうに考えますので、町長部局とですね、連携して進めてま

いりたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めての御指摘、私もそのとおりで思っております。郷土愛を育む取組、教育部署に限らず、町全体にわたっての取組だと思っております。しっかりとまたそういう取組を進めさせていただきたいと思ひますし、教育委員会部局ともしっかりと連携しながらですね、進めていきたいと思ひしております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。お二方から、しっかり前へ進めようという気概が伺えましたので、質問を終わりたいところではあるんですけど、最後に1点だけ、もう1点、町長に伺いたいことがございます。ちょっと難しい質問になるかと思うんですけども、冒頭のほうに申し上げました、子どもの人権を守っているこれを胸を張って言えるかどうか、町長に最後1点お伺いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。大変お答えしにくい御質問でございます。もちろん我々としては胸を張って言えるように頑張っているつもりでございますが、逆にそういうふうには評価していただけるようにですね、これからさらに取組を充実していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。改めまして確認をさせていただきました。子どもにまつわる施策や事業は、担当課だけで回していくものではないと考えております。条例は大人同士の申合せのようなものでありですね、この土台があってこそ、理念が共有され、横展開されていくというふうに考えます。また、行政の判断基準として、明文化した子ども条例がなければですね、施策は場当たりのになり、課題の深刻化に対して、責任の所在も曖昧になったりするというふうに考えます。また、昨日の同僚議員の質問にもあります、学校園所などの安全対策、こちらを担保する子どもへの環境への予算を先延ばしにしては、子どもの権利も脅かされます。子どもを守る仕組みを整える自治体ではなくて、守ると決めて動く自治体へと進化されたいと申し添え、私の一般質問を結びます。

○中本正廣議長

以上で影井伊久美議員の一般質問を終わります。午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい。4番大江厚子議員。

○大江厚子議員

こんにちは。大江厚子です。今日は2項目質問してまいります。1つは安芸太田病院事業について。もう1項目は非核三原則についてです。一問一答方式で伺いますので、よろしくお願ひいたします。ではまず安芸太田病院事業について伺います。安芸太田病院事業の体制と経営状況について伺います。まず、安芸太田病院の体制について、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。安芸太田病院の体制についてですが、町内の医療機関が減少する中、24時間365日救急対応体制というのを維持しております。そして、広島県北西部唯一の入院施設として、高齢化が進む本町及び周辺地域の住民を支え、へき地拠点病院としての医療機能の維持に努めております。体制としてはそのようなことですが。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、もう少し詳しく伺いたかったんですが、入院95床、人間ドックとか人工透析、運動機能訓練室も備えているということ。それから11科ある。そして、特別診療としては、透析センターとか人間ドック、禁煙外来、糖尿病外来、循環器外来、神経内科、妊婦検診などもされているということです。それから、訪問看護ステーションもね、されている。さらには訪問リハビリテーションもされているということで、併設施設としては、2年前ですかね介護医療院を開設されたということです。また、私、その科についてもですけど、今度は部門ということでちょっと調べてみました。看護部、放射線部門、なかなか放射線部門とか臨床検査部門、栄養部門、薬局等々は表に出てきませんが大切な働く場所である、任務の場所であるということで、あえて挙げさせていただきました。こうやって科目、それから部門別に見ると、小児科とか産婦人科、婦人科はないにしても、安芸太田病院というのは、本当に総合的なね病院だなというのを改めて認識しました。さらには、医療DXの導入ということで、電子カルテや、それから数年前から言われていますポケットカルテも導入されて、今恐らく運用されているのではないかと思います。改めて私この質問をさせていただく上で、認識をね新たにしました。次に経営状況について伺います。

○中本正廣議長

平林病院事業管理者。

○平林直樹病院事業管理者

今病院の体制についてももう少し詳しくお話しすべきだなというふうにもちょっと反省しておりますが、申し訳ございませんいろいろこの場で御披露頂きましてありがとうございます。経営につきましては、経営の効率化と収益増を目的にしまして、令和2年に一般病棟を地域包括ケア病棟に転換しております。そして、診療報酬の包括化による診療報酬請求事務の簡素化と、60日まで入院できるという、比較的中長期に入院を可能になるような体制に変更しております。そして、先ほど大江議員からも言われましたが令和5年に入院の適用患者が非常に少なかった認知症治療病棟を廃止、さらに療養病棟の一部を介護医療院に転換し、介護施設でもあるいは病院でも医療介護報酬上に少し問題がある、そのような患者さんの受入れが可能となりました。これらの措置によりまして、看護職あるいは介護職の必要数を確保できましたので、加算が算定可能というふうなこともなっております。また今年度、大江議員からも言われましたけど、電子カルテの実は更新があります。来年2月が2月1日が、今、予定になっておりますが、電子カルテの更新によりまして、血圧とか体温とか、酸素分圧とか、そのような測定機器と電子カルテとのバイタル連携ができるようになります。また、離床センサー付きの電動ベッドも導入しておりますので、看護業務のDX化、入院病棟におけるDX化を進めていきます。さらには在宅医療のDX化として、外部への電子カルテ端末の持ち出しも可能になりますので、来年度からは、在宅医療のDX化も進めて行く予定になっております。その上で、令和2年から私が参りました令和2年から令和4年までは、経常収支はずっと黒字でした。しかしながら、令和5年、先ほど言いましたように認知症治療病棟、閉鎖しました。そして介護医療院を改修し介護医療院を増設したわけなんですけども、その年が残念ながら、経常収支が赤字ということになりました。したがって令和6年は、稼働率をなるべく高く保とうということで、81.2%の利用率になり、介護医療院も95.5%という高い利用率を達成できましたので、令和6年度は、経営の健全性を示す経常収支比率は100%少しですが超えました。医業収支につきましては立地条件等が非常に厳しい地域でございますので、町あるいは国の支援を受けながら、病院

の健全経営というのを今まで維持してまいりました。しかしながら令和7年度は、昨年と変わらない診療報酬が実は同じですので、その下で、過去数年分の人事院勧告による人件費のアップ、あるいは最低賃金アップによる委託費の増額、あるいは諸物価高騰による光熱費、材料費の上昇に加えて、実はもう既に始まっておりますが、人口減による外来患者数、あるいは入院患者数の減少により、今年度はかなり医業収支についてはですね、厳しい予測を今のとこ立てております。以上でございます。

○中本正廣議長
大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。大変、少し前までは、0.2%ぐらいの黒字もあったのに、本当に厳しい状況になってきたということです。近年は医業損益は基本的には赤字ですが、町の補助金により、最終的に収支バランスを整えている、均衡しているということだというふうに思います。さらには、患者数の減少ということは、それに見合っただけで収益も減少していくということは本当にその現実がね、目の当たりにされてるなというふうに考えています。特に、給与の部分とか、それから光熱費、そして、いろいろな物品の値上がり等は本当に厳しいもので、病院にかかわらず、学校関係もですし、役場関係も施設も一般の住民も本当にそこは厳しい状況に今あるなというふうに思っています。そういう状況の中で今回、安芸太田病院事業のあり方検討委員会が行われたということです。安芸太田病院の状況は、今、報告頂いたとおり、承知しましたが、次に、戸河内診療所についての体制と、病院の経営状況はどうでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、健康福祉課のほうから戸河内診療所の利用の状況について御説明をさせていただきます。2019年令和元年度から2024年令和6年度にかけての状況を見たときに、戸河内診療所の受診延べ患者数1年間に診療所を受診された総患者数でありますとか、また1日の患者数というのは、やはり、人口減も相まって下がっております。特に、受診延べ患者数は、令和元年度においては1万345人だったものが、令和6年度は8,346人。また、1日あたりの患者数も、令和元年度のときには43.6人だったものが令和6年度においては34.5人というところまで減少しております。また、患者数の減少に伴いまして、先ほど申しましたように、年間の収益もやはり減収となっております。さらには令和6年度におけます75歳以上の後期高齢者の方についてですけれども、戸河内診療所の場合、患者さん、受診者の方の約39.9%の方がですね、後期高齢者の方でございますが、病院や診療所への受診の多い高齢者の人口もやはり、15年後2040年の頃になりますと、今の予測では大体30.5%ぐらい減少するということが予想されておることから、実際の患者さんの数もですね、やはり減少して、戸河内の受診者におきましても、大体27%ぐらいは少なくなっていくのではないかと見込んでおるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、今報告していただいたのは、中間報告の取りまとめにも資料として出されておりました。私も本当にここ10数年で減少しているなというのは感じました。申し訳ありません。戸河内診療所の体制についてはいかがでしょうか。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

大変失礼しました。戸河内診療所の体制につきましては、渡辺所長及び常勤の看護師さんが1名と、非常勤が2名おられます。それから検査技師、常勤の検査技師さんが1名おられます。あとは会計年度職員として2名の事務担当がいるということで診療としましては、月曜日から金曜日まで

で、木曜日は少し遅めの診療をしておりますが、金曜日は午後はその代わりに休診としております。以上です。

○中本正廣議長
大江厚子議員。

○大江厚子議員

今報告していただいたように、診療としての体裁は整っているというふうに思っています。診療所の建物自体はどのような状況でしょうか。

○中本正廣議長
伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。建物自体というところになりますと今、御存じのように、戸河内のふれあいセンターの1階部分を診療所が占め、その2階には介護施設でございます小規模多機能型の事業所、さらには3階には生活支援ハウスということで、14部屋の生活空間を設けている建物の診療所は1階部分に併設されております。

○中本正廣議長
大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。もとの戸河内病院をそのように複合的な施設に、診療所と施設に改変されてるということです。建物自体は鉄筋コンクリートで構造躯体の耐用年数60年程度と資料にありましたので、15年後の2040年にはその耐用年数を超える状況であるというふうには、資料に書いてあります。大変な状況が、また15年後には来るなというふうに考えています。次の質問に入ります。安芸太田病院事業あり方検討委員会の設置の趣旨、目的とスケジュールについてです。まず、設置の趣旨について伺います。

○中本正廣議長
伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。安芸太田病院事業あり方検討会の設置の趣旨でございますが、先ほど、事業管理者のほうからも述べましたように、だんだん人口減少でありますとか高齢化が進む中で、外来または入院の患者数も減り、そして病院事業の経営についてもやはり厳しさが増している状況ですし、先ほど紹介がありました2023年令和5年においては、赤字決算ということもございました。こういった状況において、先ほどお話し頂いた2040年令和15年を見据えて、県西北部の医療を支えるべき拠点、へき地の拠点病院として、将来にわたって町民に安全安心な医療を提供していくため、次代に求められる安芸太田町病院事業のあり方について検討をするということで、今回設置をしたものでございます。以上です。

○中本正廣議長
大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。次代に求められる医療機関のあり方についてということが目的と思っております。その目的は分かりましたが、この検討委員会の位置づけについて伺います。これは私の捉え方ですけど、これは最後に、最終的には協議の結果を町長に報告書として提言するとあります。ですから町がこの検討委員会に諮問をし答申を求めたということではないと、私は受け止めています。報告書として提言するなので、意見具申や提言ではなく、機関などに意見を述べるのではなくて、データを分析し、現状を報告する、そういう意見書、報告書での捉えでいいのでしょうか、伺います。

○中本正廣議長
伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、お答えをいたします。先ほど議員のほうからも質問がございましたように、今回、あり方

検討委員会においては、示されたデータ、そのデータをもとに状況を確認して、これから先のあり方について、第三者的な視点を持って協議をさせていただいたものです。あくまでも、今、病院の置かれております厳しさというのが、本町の病院のみならず、全国的にやはり公立の病院というのは大変厳しい状況ということも報道等もございますので、やはりそういった状況をこれから先、ある意味ですね、本町の医療を守っていくためにはどうしたらいいかというのを、委員の方々と議論をさせていただき、その内容についてこうすべきではないかということで、町長のほうに報告をさせていただくものというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。あくまでも報告書として受け止めるということによろしいですか。はい、分かりました。では次に、スケジュールについて伺います。第1回目から、最終が6回目、1月23日を予定されておりますが、一応このスケジュールについて伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、お答えをいたします。あり方検討委員会については、5月に立ち上げて、これまで5回の会議を重ねてまいりました。それぞれ協議の内容等については、ホームページ等で公表の方をさせていただいておるところでございます。これから年を明けまして、さらに、あり方検討委員会を積み重ねて、今年度末には町長のほうに報告書を提出する予定でおります。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。直近が11月26日に行われたようですが、ちょっと私が見過ごしているのかもしれませんが、けどちょっとその報告が、インターネット上にはまだあがってないかなとは思ったんですけど、はい、またあがりましたら見させていただきますが、予定の中で、項目の1つに、住民理解の促進に向けた対応というのが挙げられています。これについても話し合われたかとは思いますが、具体的にどのような対応をしていく方向にあるのかということをお伺いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。まずは検討委員会で検討された内容については、今回まだ5回目があがってなかったというふうに御指摘もございましたが、基本的には、公式のホームページ等で内容等については、まずもって住民の皆さんにお知らせをするとともに、中間報告という形で今回住民の方々に説明会の方をさせていただきました。改めて、最終的な報告をするかどうかというところはまだ決まっておる段階ではございませんし、それを行うかどうかもちょうとまだ未定ではございます。ですが、一応報告書の内容についてはですね、最終的にあがった時点で、議会のほうにももちろんですけども、住民のほうにも、こういった報告書を提出したということで、御覧に頂けるようにしたいというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。このことについてはまた後ほどもう少し詳しく質問と私の意見を述べたいと思いますが、住民の理解という意味合いですけど、この報告書のことについて理解を得たいのか、それともこの報告書を受け止めて、この結果を受け止めて理解してもらいたいのかそのどちらを促進していこうというふうに思われてますか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。あくまでも、あり方検討委員会のほうで協議をさせていただいた内容もそうなんです、全体的には、やはり公立病院そのものがやはり人的な不足、さらには経営的な厳しさもあって、だんだんと、やはり厳しさを増している。ある意味、言い方はおかしいですけども、安芸太田町の医療も、いつどうなるか分からない、危ないという状況をまずもって皆さんにその感覚を享受していただきたいというのが思いで、そここのところを理解していただきたいというふうには思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

私もその点は全くそうだと思います。私たちの病院ですからやはり住民一人一人が、現状はきちっと捉えていくべきだと思います。そのために積極的に情報を調べていくとか、病院に、何ていうの、質問をしていくとかそういう積極的な姿勢は住民にも必要だというふうには思っています。次に、3番目の中間報告の内容について簡潔にお答えください。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

11月に行いました。中間報告会の内容について説明の方をさせていただきます。基本的には、このたび広報安芸太田においても、住民説明会の詳細について報告させていただいておりますので、そちらのほうも御覧頂きながらとは思いますが、基本的に中間報告として取りまとめた内容は9つございます。将来の見通しを踏まえた病床数の適正規模について、病床数を3割程度削減するべきというのが1点、それから診療科目につきましては、特に脳神経外科や婦人科等、患者数が極めて少ない診療科におきましては、他の病院との連携をする中で、見直しを行うとともに、将来を見据えて、総合診療医の育成確保に注力すること。土曜日診療の維持・廃止につきましては、通常の診療体制ではなくて、予約診療をせず、急患急病の患者のみに対応する休日体制に移行する。救急の受入れについては、医師確保等が難しい状況がありますが、当面はこの現状を維持していくということ。そして、老朽化が進んだ、西棟の入院棟のほうのあり方については、たちまちはこの現状を維持し、特に修繕等で対応をしていくこと。そして医療収益の改善に向けた取組については、人件費等も含めた費用の削減が重要な課題であるが、他施設の派遣や看護業務のタスクシフト・タスクシェア等を通じた職員の適正配置に努め、また大型医療機器等については、やはり更新の必要性、重要性を、優先をある程度順位をつけて交渉していくということ。戸河内診療所の方向性については、将来的には、安芸太田病院のほうに集約移行することが望ましいという点。総合診療医については、総合診療医そのものが、県内でも少ないが、その総合診療医を確保するために、それぞれ県のほうにも、要請をしながら、総合診療医の確保をするということ。そして、在宅医療、医療と介護の連携につきましては、町民のニーズと経営のバランスを考慮しながら、在宅医療を実施していくのが望ましいというこの9つの点について報告をさせていただいたものです。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。中間報告でこの9つについて報告していただきました。1つこの中で、戸河内診療所の方向性ということですが、診療機能を安芸太田病院に集約移行することが望ましいという結論に至っていると思いますが、まずこの結論に至る前提として、診療所の維持を目的として、あるいは目標として、そういう前提のもとに、今回のあり方検討委員会の提案をされたということはないのか。それはどうなんでしょうか。あくまでも最初からは診療所廃止を目指しての提案だったのでしょ

か。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

先ほど伊賀課長も申し上げましたように、これは第三者的に見てこの町の医療をどうするかというものを検討させていただく中で、戸河内は今提案、提案というか意見があったようなことになりましたけど、最初から廃止ありきではなくて、この町の医療をどうするかということを第三者的に判断していただくというのが目的でございました。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。あり方検討委員会の3回の中で出された資料には、もう明らかに廃止の方向での資料であったように私は感じましたので、このような質問をいたしました。あくまでもそれ、そこが最初から前提ではないということを確認今いたしました。次に、4番目、あり方検討委員会中間報告の住民説明会が先日ありましたが、そこで出た質問意見、今の9項目について、住民参加者の方から質問や意見が出ましたが、その回答について質問していこうと思いましたがこの質問については先ほど伊賀課長が言われたように12月の広報ですぐに掲載していただきましたので、住民の皆さんはもう本当に興味を持って読んでおられると思います。そこで、今日は3点、次の3点に絞って質問いたします。まず、人件費を含めたさらなる費用削減について。委員会は、医業収益改善に向けた取組として、この取組としてこの課題つまり人件費を含めたさらなる費用削減についてが強調されています。会議録を読みましたが、会議録の中でも、以下のような発言がありました。まず委員長のまとめとしては、現在、余剰となっている人員整理が望ましいとありました。またほかの委員は、規模を縮小する際に、人員削減は当然であり、職員を町役場や他施設へ派遣することも必要ではないかとの意見が出されておりました。しかし、この人員が多いとされる背景には、はっきりとした理由が存在します。別の委員からは次のような説明がありました。医療技術員、夜間救急の検査に対応するために医療放射線技師や臨床検査技師が必要であり、結果的に放射線医療技師と臨床検査技師の人数が同規模病院と比べて多くなっている。この技師の役割は自ら稼ぐことはできませんが、病院維持のために必要な職種ですとあります。また、事務職員については、他病院は医事職員、会計担当者等は業務委託となっておりますが、当初、当院は正職員であるため、事務職員数が多くなっているとの発言がありました。数年前まで民間委託、窓口業務を民間委託にされておりましたが、指揮系統の複雑さからやはり元に戻すということで、町の安芸太田病院の職員になったという経過を思い出しました。だから、外見上は事務職員が多くなっているというふうに、数字上はね、出てくるのだなというふうに思いました。これらを踏まえると、余剰人員という表現は適切ではないと考えます。むしろ、病院の安全や運営のために、必要なスタッフであると思います。公立病院の職員は公務員であり、安定的な医療供給体制を維持する役目があります。その職員に対して人員整理、他施設への派遣といった表現を用いることは果たして妥当なのかというふうに思います。この議論には、疑問を感じますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。今大江議員から、御指摘頂きましたことですが、恐らく病院側としてしゃべったのは私だと思います。それで、余剰というふうには考えておりませんが、これは2040年を迎えるにあたり、自然減で、対応できる場所と対応できない場所があるかと思っております。そして、検査につきましては、臨床検査技師と放射線技師がこの規模の病院にしては少し多いかなというふうな感覚は持っております。しかしながら先ほど申し上げましたように、夜間の救急に備えるために、実は待機制度をとっております。ですが、最近の当院で受けております救急患者の状況を見ますとほぼ夜はこれらの技師を呼んでおりませんということが、先日判明しました。実はもうずっと待機料も払って、その人たちの自由を束縛というかですね、ずっと家にいていただくようなことを続けていたわけなんですけども、そこをちょっと見直さないといけないかなというふうに実は考えており

ます。そのような需要が今なくなっているということが現実的にはあります。その中で、もう1点言われました配置をどうするかという話でございます。外来に関係します、検査部門あるいは看護師は、午後は外来の業務がもう著しく減りますので、例えば今外来の看護師さんは病棟で働いていただくようなことを、この数か月前から始めております。それまでは外来にずっと、業務がそんなにない中で、そのまま詰めていただいておりますけど、これはもうちょっと今動いていただくということで動いていただいております。それから、臨床工学技士っていう主に当院では透析を担っていただいておりますが、透析患者も、実は、もう少し増えるというふうに思っておりました。そして人員もかなり拡充して、午前午後透析が行える体制は確保したんですが、患者さんが不幸にしてお亡くなりになる、あるいは遠くから来ていただく予定の患者さんが、やはり送迎があるところから、送迎のない当院には来たくない。町内の方なんで来ていただけたらと思っておったんですが、ちょっとなかなかその予測はちょっと外れておりますがいずれにしても、月曜日から土曜日まで行っておりました透析の患者さんの数が少し減りましたので、午前午後透析を行う体制は整えておりましたので、月水金にもう集約しました。そうしますと、今まで月曜日から土曜日まで働いておりました臨床工学士は火曜日と木曜日が全くあいてしまう。こういう状況が発生しましたので、看護補助業務を少し研修を受けていただきまして、病棟でそのような業務を今、火曜日木曜日は行ってもらっているっていうのが現実です。また放射線とか、あるいは検査技師の皆さんも午後は比較的今自由に各部署で研修等を行っていただいておりますが、救急もそんなにあるわけではないので、実は事務部門、先ほどちょっと大江議員かなり多いと言われましたけど、事務の常勤職は、実は本年度は2人減っております。主幹がいなくなり、次長もいなくなっておりますので、かなりその業務は、業務量が増えております。そういうところの全てをできるわけではないんですけども、入力の手伝いとかですね、そういうところに、午後は、今後は業務を検査技師あるいは放射線技師の方に業務を振り分けていこうというふうに考えております。そのような意味で、ここは発言させていただきました。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。了解しました。透析も私はかなり必要とされているのかなというふうに思っていましたので、やっぱりそのときの状況や、患者さんの意思によって変動はあるなというふうに思います。透析されないというと、反面、健康であったのならそれが1番いいかなと思っています。タスクシェアということが先ほど出ましたが、その辺をもう少し、具体的にというか、日本語でどういうふうに言えばいいのかというのをお願いいたします。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

タスクシェア結構難しくですね。国家資格を持った多職種でなっておりますので、各領域においてやっていいこととできないことが、もう厳格に記されております。それを医師の業務は、看護師に少しタスクシフト、業務委託できるようなことが、これはもう10年以上前からですけども、認められるようになってきました。それまでは例えば注射も、医師しか駄目だったのが、看護師さんができるようになりました。そして、そうすると医師の業務は看護師さんにくんだけど看護師さんの業務をそのままだと、ここはここで滞ってしまいますので、看護師さんの業務を少しほかの職種に振り分けれるということも今、ルール化の中でいろんなことができるようになってきています。あるいは薬剤師にも医師の業務の一部、決められたこういう条件があればプロトコルと言いますが、こういう条件があれば、薬剤師さんでも処方箋をきっていいという、そのようなこともタスクシフトとして出てきております。その中で、病院の中では、今、医師の業務は、医師補助、忘れましてすいません、ちょっと度忘れしましたが、医師、すいません、医師事務作業補助者、これを、これも配置をある程度して加算も頂けるんですけど、うちの病院では1人しかうちの病院の規模では加算はできないんですけども、今非常勤として2人。そして、産休明けで、来年度から1人

増えるという、来年からですね、また復帰しますので、このような業務を、実は看護師さんが今まで医師のかわりにやってたところをそのような方にもやっていただくということで、先ほど申し上げましたような、臨床検査技師にもそのような講習を受けていただく、事務の方にもそのような講習を受けていただいて、来年度からは、少し外来にもそのような方が出ていただくというようなことも今、考えております。ですので権限を移譲していくということになりますが、じゃあ1番最後のところはどうなるんかという、ここはまだ解決ができておりませんので、1番最後のところの事務は、何となく業務がよどんでいるというのが今の現実でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。人員の配置がなかなかバランスがとれない中で、タスクシフト、タスクシェアという決められたルールの中で工夫されているというのは分かりました。小さい病院であればあるほどそういう工夫がね、本当に必要になってくるんだなというふうに感じています。次に、在宅医療、医療と介護の連携について伺います。中間報告では次のような記述があります。在宅医療と介護施設は利用者の特徴が似ており、介護施設が比較的充実している安芸太田町では、在宅医療の需要が爆発的に高まる状態は考えにくい。人口減少局面にあるため、退院後に自宅で療養する患者への在宅医療を提供するなど、町民のニーズと経営のバランスを考慮して実施することが望ましい。この文章私何回読んでも、何を意図しているのかがちょっとよく分からなくて、次の点に疑問が残ります。これは、在宅医療は積極的に推進はしないという方針を示しているものなのか、どうなのでしょう。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。まず用語の確認をさせてください。往診と訪問診療というのは実はちょっと違まして往診というのは緊急性があるもので訪問診療というのは計画的にやる。それで、その中で在宅医療というのは、同意が得られている患者さんに対して、医師が行うのが訪問診療でして、看護師さんが行うのが訪問看護、それからリハビリスタッフが行うのが訪問リハビリということになりますが、それは患者さんが在宅で、病状の回復とか、あるいは安定維持を目的として行うもの在宅医療というふうに呼んでおります。その中で、在宅医療は来年度から始まります新たな地域医療構想の中でも推進すべき事項として、もうこれは記載されております。安芸太田病院でも、今年の2月に在宅診療部というのを立ち上げて、それへの対応を積極的にやっというふうなことはもう方針は、今年の2月、前年度末に方針を出しております。高齢者人口が多い、絶対数の多い都市部ですと、もちろんそこに、ますます今後需要が出てくるわけですから、そこが伸びしろとして、経営にそこが寄与するということが人員を配置するということが当然あることだろうというふうに思われます。しかしながら、本町では、高齢化率は高いんですけども、高齢者の絶対数は明らかに少ない。ですので、都市部で行われておりますような、そこに、経営改善を期待して人員を配置するということがなかなか難しいということがございます。そしてそこに人員配置すると、赤字部門をまた広げてしまうということになりますので、この文章は積極的に推進するということが本町では、そもそもの需要がないので難しいということの意味しております。需要がある患者さんに対して、そのようなことを希望されている患者さんに対しては当然行うんですが、やることによって病院の経営がよくなりますよとか、改善につながりますよということは、ちょっと期待できないので、ちょっと文章としては、消極的かもしれませんが、在宅医療はやるということは、明らかにしておきたいというふうに思います。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。それこそ経営と需要のバランスというところで、こういう表現になったかというふうに思

っています。1つ、高齢者の方への在宅医療もちろんですけど、私が知ってる中では、がんの末期とか、そういう方たちが最後は家で迎えたいという方への訪問診療も、あれは往診になるんですね、ということも見ておりますし、御家族もとても最期をうちで看取られてよかったというふうに喜んでおられますので、そういう面の配慮もありつつの方針にさせていただきたいというふうに思っています。この項目の最後として戸河内診療所について伺います。診療所は地域住民にとって身近な医療機関で、なくてはならないホームドクター的な存在です。また、戸河内地域にある福祉施設、例えば特養の松信園、先ほどから出ましたが、通所介護事業ふれあい小規模多機能介護事業ふれあい、生活支援ハウスふれあい、障害者授産施設戸河内あすなる園などがかかりつけの病院として位置づけられています。私もこの施設に問合せをしましたが、全ての施設がかかりつけ病院で何かあったらすぐに行っていますというふうに言われています。特に、同じ建物をシェアしているふれあいの3つの施設については診療所と一体のものであるというふうに思っています。また、地域の住民のインフルエンザワクチンや乳幼児の予防接種も行っています。こういう状況でありながら、あり方委員会では、委員からは、診療所存続の意見はなかったのでしょうか。議事録を見る限りでは、見つけることができませんでしたが、どうでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、あり方委員会、3回目の委員会のときに議論をいたしました。その中において、診療所の存続の方向での意見はなかったというふうに記憶をしております。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、なかったということで、恐らく十分な今言ったような情報、さらにはもっといろいろな情報が行き届いてなかったのかなというふうな気もしています。今回の資料及び審議内容については、診療所のマイナス面が過度に強調されているように感じられ、不信を抱いているという住民の声もありました。例えば耐震が、最初の資料では耐震性がなくなるとか、それから浸水高水が2メートルから5メートルと示されている。安芸太田病院は、10から20の浸水予想がされているのにそちらは記入がないとかそういうことです。また、質疑の中にもあったんですけど診療所会計の預貯金残高についても、住民は気になっている点です。こうした廃止を前提としたような審議が進む中で、今言ったようなこと一つ一つは小さなことかもしれませんが、その小さな一つ一つが当事者である廃止を受入れる方向に進んでる住民にとっては本当に不信の要因になっています。一つ一つを丁寧にやるべきだというふうに思っています。そもそも診療所廃止の理由は何なのでしょう。患者数の減少や医業収入、医療費用の減少といった要因は、安芸太田病院も同じ状況です。また、医師の確保が難しいという点は、中間報告には記載されていません。質疑の中ではそのような回答がありました。病院も診療所も同じく厳しい状況にあるにもかかわらず、あえて診療所だけを廃止するという方針でいくのは、どうなのかというふうに考えています。戸河内地域も御存じのように、範囲は広く診療所をなくすことは、実質的には無医地区をつくることにつながるというふうに考えていますが、どのように、お考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて戸河内診療所のあり方について御質問もろもろ頂きました。まだ報告書を頂いてない段階で、私がお話をするのもどうかと思いながらも、ただ中間報告の住民説明会などには参加をさせていただいたのであえて、お話をさせていただければと思っております。戸河内診療所の扱いについてももちろんこのあり方委員会の中では大きなテーマだと思います。廃止ありきというようなお話がございました。私も決してそうではないと思っております。ただ今回、あえてこういう形で審議会をつくって、つくらせていただいたのは、この問題がやっぱり本町だけの固有の話ではなく

て、日本全国で起こっている事実、自体であって、本町だけ何か工夫をすればですね、簡単に問題が解決するわけではないというふうに思ってるんですね。だからこそ第三者あるいは今回あえてコンサルにも入っていただきました、全国の状況を知っている、そういう立場から、改めて客観的にどうあるべきかということをお提示頂いたということでございますし、そういった中でいうと、恐らく人口5千人ちょっとの自治体でやはり病院規模、それしかも最初にお話頂いた、これだけの総合診療ができる大きな病院があるというのはやはり、全国的に見てもないわけじゃないですが、珍しいほうであり、あってもまさに入院機能がない診療所ですとか、あるいは人口5千人で病院がないようなところもたくさんあるんだらうと思っております。そういう中で、ある意味、資料をつくりながらこうあるべきだという議論を進めたところでございましたので、資料的には、戸河内診療所、より大きい病院である安芸太田病院へ統合するべきではないかというそういう資料が最初から出てきたのはそういう経過ではなかったかと思っております。我々としては決してはじめからありきだとは思っておりませんが、改めてそういう状況の中で、今回中間報告を取りまとめたいただいたところでございます。もろもろそういった意味では不信感を生むような記述があったというところは、我々、あるいは、事務局を率いる町としてもですね、気をつけていかなければならなかったのかなというふうに思っているところでございますが、結局は、やはり、限られた財源、あるいは限られた人的リソースをこの本町の中で、病院機能として維持していこうと思ったときに、要は、あれもこれもではなく、いつもお話しします、あれかこれかという状況になりつつあるんだと思ってるんです。その中で、戸河内診療所が今回テーマになりましたけれども、当然戸河内診療所がいろいろな役割を果たしているのは分かりつつも、そこはなかなか全体を見たときに、町で2つそういう診療機能を持つ部署があるよりは、やはり一つにまとめさせていただいて、当然、戸河内診療所がやっていた機能は、残る安芸太田病院のほうでも、できる限りカバーしていかなきゃいけない、当然だと思いますけれども、その前提で、一つにまとめさせていただいて、とにかく医療機能を維持していくということが我々としては重要な視点かなというふうに思っているところでございます。ただ、今回の説明会の中で、やはり地元の皆さんを中心に、診療所機能については何とか残してほしいという意見をたくさん頂きました。これは説明会の場でもお話をしました。このあり方委員会の中ではあくまでもあるべき姿をお示し頂いたわけでございますが、それを受けて、やはり現状に合わせてどう改革なり、進めていくかというのは、これこそ行政の役割だというふうに思っております。幸いにして、今の戸河内診療所長も、もうしばらくで退職を迎えられるのは、定年退職を迎えるのは事実でございますが、引き続き地域の医療に貢献したいというお言葉は私も直接頂いているところでございますので、そういったことも含めて、当面頑張っていたいただきたいなという思いは私も思っておりますし、ただそうは言いながら、最終的にこの15年間を見据えたときにはですね、どの段階かでは、やはりそういう判断をせざるを得ない状況に今本町はあるんじゃないかなというのは私自身も感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

住民の皆さんは、決して無理強いをさせて、町の財政をパンクさせてまで存続をとということではないんです。ただその過程としてね、十分な話し合いを持ってほしいとか、十分な説明、説明というか、住民側の気持ちを聞いてもらいたいという、そこなんですよね。学校の統廃合もそうですけど、そこを十分に配慮してやっていくべきというふうに思っています。最後に、安芸太田病院における病院事業のあるべき姿ということを質問しました。今回のあり方検討委員会での議論は本来取り組むべき、この町の医療をどのように充実させるか。そして地域包括ケアシステムの中で重要な役割を担う医療機関をどう位置づけるのかといった内容が必要ではなかったでしょうか。実際には、当然の仕方のないというか、当然のことではあります。安芸太田病院を維持するための収益の改善や、スタッフの削減、タスクシェア、診療所の廃止等が中心になってしまいました。しかし自治体病院は、住民の命、暮らしを守る最後のとりです。民間では担い切れない分野、先ほどからありますが、例えば安芸太田病院では採算のとれない救急や感染症対象、へき地医療など担い、

地域の住民の私たちの命と健康を守っています。災害時や感染症の流行時には地域の拠点としての対応の役割も果たします。また住民や医療、住民と医療や介護、福祉関係機関との連携、先ほども言いましたけど地域包括ケアを推進することも大切な使命です。こうした病院や診療所があるからこそ、私たちはこの町で暮らしていきたい、安心して暮らすことができます。地域の医療は、行政が一方向的に進めるものではないというのはいま十分御承知と思いますが、行政、医療関係者、そして住民がともに考え、つくり上げていくもの、例えば戸河内診療所の廃止で分断させられるようなことがあっては絶対ならないというふうに考えています。もう一つ大きな課題があります。公立病院の約9割が赤字であり、今は大病院でさえ倒産の危機であるという現状は、そもそも国の医療政策そのものに大きな欠陥があると考えます。公立病院は独立採算制を求められる企業の経営と地域の医療を守るという公共性という二つの性質を同時に担っています。この2面性は本来矛盾があり、近年のように、人件費の上昇や光熱水費、材料の高騰、患者数の減少、医師不足などが起これば、この矛盾はさらに大きくなります。こうした状況のもと、公立病院が地域医療を維持するためには、国が責任を持って十分な支援、補償を行うべきです。時間がありませんので、ここはまたお伺い、理念、経営についてまたお伺いします。最後に、駆け足で言って申し訳ありませんが、最後の質問、非核三原則の見直しについてどう考えるかをお伺いします。9月の定例会の一般質問で、元政府関係者や元自衛官による非核三原則の見直し提言をどう受け止めるかと質問した際、町長は、広島にある市町として、そのような方針は本来あり得ないことだと考えていると答弁されました。この際、このときに、非核3原則見直しは、産経新聞がこのように報道しています。笹川平和財団は、米国の核の傘提供を軸とする拡大抑止の実効性向上に向けた政策提言を発表した。台湾有事の際に、中国が核による恫喝や戦術核を使用する可能性を想定。非核三原則の持ち込ませずを打ち込ませずと見直し、つまりこっちから打ち込むということですよ、を前提としている。核ミサイルを搭載した米原子力潜水艦の寄港容認や核共有を検討する必要を指摘したと言っています。さらに、共同通信によれば、自衛隊と米軍が毎年行った台湾有事に想定した最高レベルのこれは机上演習ですが、キーン・エッジにおいて中国側が核使用を示唆する設定になった場合、自衛隊が米軍に対し、核の脅しで対抗するように繰り返し求め渋る米国側がアメリカ側が最終的に応じたことが明らかになっています。まさに日本側から核による対抗を要請したということです。そして今、高市首相が、存立危機状態をめぐって意見も発言していますが、非核三原則の見直しも検討に入ったというふうに報道されています。今のこのような状況を町長はいかがお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。非核三原則見直しということで改めて御質問頂きました。9月の定例会でも同じ御質問頂いたと思っております。そのときの答弁、私ももちろん、本問題は国政のことですので、行政として取り上げるのはいかがかという思いはありますが、個人としてはその思いに変わりはないところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。個人としてはありますけど、やはり、安芸太田町の長として、その意見表明をね、やはりしていただく場があればしていただきたいなというふうに思います。高市政権は発足以来、防衛費GDP2%、2年先と言ってましたけど年度内に前倒し、安保3文書改定の前倒し、武器輸出の要件の緩和、スパイ防止法制定、憲法九条改憲緊急事態条項創設、原子力潜水艦導入、そして今の非核三原則の見直しなどを矢継ぎ早に行おうとしています。他国のつまりアメリカの核を背にし、まさに戦争する国へと進めています。私たちは、核共有を排除し、核兵器廃絶、戦争を絶対に許さないという決意し、行動していかなければならないというふうに考えています。矢継ぎ早に早口になって申し訳ありません。これで私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で4番大江厚子議員の一般質問を終わります。5分間休憩といたします。

休憩 午後2時00分
再開 午後2時05分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。2番田島議員。

○田島清議員

2番、田島でございます。2日間の定例会一般質問最後の質問者となります。昨日来、昨日12月8日は84年前、1941年の日本によるアメリカ真珠湾攻撃が行われ、宣戦布告した開戦の日でした。昨晩から今朝にかけて、震度6強の青森県沖の海洋地震が起きています。寒さの中避難所に向かう被災者の姿も報道されています。普段から災害への対応が大切だと感じたところです。国政ではきな臭い話題がたくさん出されています。私は自然災害と戦争への備えについて同じ命暮らしに関わる問題として考えるとき、第1に優先すべきは天災地震災害だと思っております。なぜなら、南海トラフ地震は必ず起こる災害であり、避けることのできないものだからです。一方戦争は避けることができる、命を削っても避けなければならないと思っています。日本は戦後80年間不戦の誓いを貫き、1滴の血も流さず平和を守り抜いて、今日があることを誇りに思っております。さて本日の一般質問は改憲し戦争する国にしないためにも身近な労働と生活の中から、中でも高齢者の生存権についても考えていきたいと思っております。今の高齢者世代とは、戦後民主主義を民主主義の中で育ち、親たちの戦争体験を聞いて、子ども時代を育てられた世代です。労働運動も経験してきた人も多い世代が、今の高齢者世代です。まだまだ元気な方もたくさんおられますが、人生100年時代ともなると、見る、聞くの力が衰えてきました。そこで1問目の聞く力の応援について質問してまいります。高齢者の補聴器購入費助成についてです。県下でも最も高齢化率が高く、近い将来日本の縮図とも言える安芸太田町です。人生100年時代と言われ、元気で活動される人も多く、地域活動にも参加される姿は、地域維持には欠かせません。最近、隣近所では聴力低下を訴える方が多く見られるようになってきました。日常生活に支障のある高齢者の社会参加や地域交流の促進、認知症やフレイル予防を図るため、制度が求められます。まず1問目補聴器の購入補助制度の新設についてお考えを伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。補聴器の購入補助制度の新設についての質問を頂きました。議員のほうからもございましたように、本町は、県内でも、最も高齢化率が高く、本年10月末現在で52.92%という状況です。町民の半分以上が高齢者である本町において、聞こえの支援は、健康寿命の延伸や社会的孤立を防ぐ上で、極めて優先度の高い課題であると深く認識をしております。加齢に伴う難聴は、コミュニケーションの阻害要因となるだけでなく、フレイルや認知症のリスクを高める要因の一つとして、近年その対策が重要視をされています。難聴者には、補聴器が有効ですが、やはり価格が高額であるがゆえに、専門医による調整が必要なことなどから、欧米に比べますと、利用率が低く、難聴者のうち、実際に補聴器を使用されているのは約14.4%にとどまっているという報告もあります。本町において、この高齢者に対する補聴器の制度新設に向けた検討を進めていきたいと思っておりますが、特にその制度の導入に当たっては、病院での耳鼻科外来、特に安芸太田病院ですが、安芸太田病院での耳鼻科外来が週2回に限られている中で、近隣市町との連携等を含めて、専門的な診断や判定を受ける体制をどのように構築をしていくか。また、購入された後の調整等を行う事業者をどのように確保するか。そして、持続可能な財源をどのように確保するかといった課題の解決が必要だと考えております。特に本町の場合は、医療機関や補聴器店への移動が都市部と比べて困難であるため、単に現金を給付するだけでなく、相談から購入、そして調整までを円滑に行えるような、実情に即した仕組みを構築する必要があります。今後は、先行して実施している他市町の運営状況等を詳細に調査研究して、関係機関とも協議を行いながら、制度化に向けて検討していきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい制度化について研究をされているということでございます。今回答がありましたように、補聴器の取扱い業者も含めて病院でまず、診療していただくんだと思いますけども、流れがですね少し、分かりにくいとか町内にそういった補聴器の取扱いをする業者等があるかどうかについてお尋ねします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。町内業者で申しますと、1店舗あります。加計地域にお店がございますが、そちらのほうで補聴器を取り扱っておられます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、町内には1店舗ということで回答を頂きました。続きまして2番目の県内の補助制度の状況について分かる範囲でお答えをください。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。県内の状況についての御質問頂きました。県内と申しますか、まずは全国的にもこの自治体において高齢者への補聴器の補助制度というのがだんだん進んでいるというふうにお聞きをしておりますが、広島県においては、呉市、三原市、福山市、大竹市、そして神石高原町の5つの自治体で助成制度があるというふうに承知をしております。高齢者に対します補聴器の購入費の助成をされております4市1町の状況を見ますと、聴覚障害により身体障害者手帳の交付対象者の方は、今回この高齢者の補聴器購入に対する補助は対象外となっております。また、両耳の聴力レベルが一定以上であること、例えば40デシベル以上であるとか、というような条件があります。さらには、購入費の3分の2、または、上限額は2万5千円から5万円までと、上限の金額も、かなり幅もございまして、修理等については、この補助には対象外というようなこともありました。さらには、医師から補聴器の使用が必要であるというふうにはまず判断されるというのが、その方が対象であるというふうには、それぞれ5つの自治体では、それぞれ比較してみたときにそのような状況になっているというふうには、見て取れました。年齢を重ねるごとに、難聴というのはやっぱり程度の差こそあれ、必ずしも避けられない、生理的な変化でございますので、高齢者の尊厳に関わる問題でもあります。生活のやっぱり質を落とさず、心身ともに健やかに、過ごせることが大事でありまして、認知症や、健康寿命の延伸につながる補聴器の活用ができるよう改めて町としても持続可能な支援について、改めて考えていきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、県内では4市1町ということで、私のほうも神石高原町の資料をですね入手しておりますけども、先ほど来病院の質疑の中にもありましたように、高齢者の数もですね、そんなに増えていくわけではありませんけども、この難聴者といいますか、不自由にされる方というのはたくさんおられると思います。昨日来からの質疑の中にもありましたけども外国人の方の窓口対応についての機器の整備とかいうふうな話もありましたけどもこういった難聴者の方に対応する町の窓口への対応とかいうふうな形のものはお考えでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、健康福祉課のほうにも、たくさんの方、高齢者の方が御相談等にお見えになったりします。ですが、特に補聴器に関します機器等を、設置しているわけではなく、それこそ、伺った職員がですね、耳元で大きな声でお話をするというのが現状でございます。これについては、その機器

が購入できるかどうか、また予算のことも含めてですね、検討のほうはさせていただきたいと改めて感じさせていただきました。ありがとうございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい私もですね仲間うちでいろいろなお話しをするわけですが地元でもお話しをするわけですが、その中に聞こえが悪い方等ですね、対応については、できるだけ司会者の近くに来ていただくとかですね、聞こえやすいほうの耳をこちらに向けていただけるような対応をしたりとかいうふうな配慮はしているんですけども、やはりそういった配慮をですね行政のほうも窓口対応とかですね考えていくべき時期なのかなというふうに思います。この補聴器購入問題については以上にいたします。続きまして質問の2項目めです。空き家対策（特定空き家）についてです。先日大分市の佐賀関で11月18日夕方大規模火災が発生をいたしました。当時新聞やテレビなどの報道で、これまでに民家などの170戸以上に延焼。木造家屋の密集や空き家の存在も原因との報道もありました。我が町においての実態把握の現状と課題についてお伺いします。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。特定空き家の現状ということで御質問頂きました。町内の空き家調査についてはですね、令和元年度に行ったデータがございます。ただこのデータにつきましては、空き家調査を目的としたもので特定空き家を把握することを目的としたものではございませんので、御理解頂きたいと思えます。この空き家調査で954件の空き家を確認し、物件ごとに目視による枠づけを行っております。そのうち管理や物件状態がよくないと判断した物件が239件ありました。この239件の中には、大幅な修繕が必要、草や木に覆われてしまっている、屋根の崩落や家屋が大きく傾いているなどが理由で、管理不全空家や、特定空家に該当する可能性があるものを含むというふうに見ることができます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい954件、空き家実態があるという答弁でございました。それではその空き家、持ち主にかわっての代執行の実態についてもお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。これ私のほうからもちょっとお答えをさせていただければと思っております。御質問代執行には2種類ございまして、いわゆる行政代執行、所有者が特定できているものと、それから略式代執行、これ空き家の所有者が特定できない場合の措置でございまして、この2つがございまして。その上で行政代執行については、これやっぱりいきなり実施できるものじゃなくて、管理不全空き家として状況改善に向けた対応を求めること、それでも改善されなければ今度は特定空き家になります。特定空き家として判断をし、特別措置法に基づく空き家対策特別措置法に基づく助言指導、それから勧告、それでも駄目なら命令、その次は代執行という流れになってございまして、複雑な事務手続と調査等に莫大な労力がどうしても必要になるということでございます。そういった意味ではですねやはり行政代執行や略式代執行というのはあくまでも最終的な手段でございまして、本来は、個人の財産であり、所有者が対応すべき費用を最終的には行政として税金を投入して、負担をすべきかどうかということやはり慎重に判断が求められると思っております。多くの場合はやはりその費用を請求はできるけれどもやはり回収できる見込みがほとんどないということが実態だと思っております。ということでございまして、これ空き家に関する問題、本当に近年非常に多くてですね内容も多岐にわたっております。さらには高度化もしているところでございます。実は本町でいうと主に、いわゆる危険空き家等への対応というのは、建設課のほうで担当しておりますけれども1課だけでの対応ってのはなかなか難しいなというのが正直なところでございます。固定資産税の税情報や戸籍情報等を持つ担当課との連携が必要になると、これは

当然でございます。それ以上に、空き家に関連する民法に詳しい弁護士、あるいは土地家屋調査士等の専門家から成るチームとの連携というのもやっぱり本格的には必要になるんだろうと思っております。これらの専門家チームというのは、どうしてもやはり何か、単独市町ではなかなか対応難しい課題でございますので、これは、県のほうにも少しお話をさせていただきながら、支援なり連携なりを考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい私も今、町長回答のとおり、大変難しい状況だということはよくよく分かります。条例化以降、代執行事例はないというふうに思いますけども、事例がないからではなくて対応の判断、または遅延によるものもあるのかなというふうに思います。県のほうにもそういった援助を頼むというか、また他市町との協力のもとですね、少なくともそういう、最初の一步をですね、何かを始めないと、先に進まないのかなと。数は増えるばかりだと思うんですね。特に何もしてもらえないんじゃないかっていう、住民の方の不安がですね、やはりあるようで、そこら辺の動きをですね、行っていくべきなのかなというふうに思います。そこでですね今後特定空き家の指定制度とかいう形でですね、指定をした中で、展開をし、その件数とかですねそういうのも、提案する中でどれぐらいの経費がかかるか等も含めてですね、今後増えつつある空き家、特定空き家について、方向性を出すべきではないかと私は考えますが、御答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて特定空き家、特に近隣住民に危険を及ぼすような空き家が今町内にあるとは確認しておりませんが、そうは言いながら先ほど地域協働課長も申し上げたように、空き家の調査も直近のデータが令和元年ということでございますので、かなり時間もたっております。全体をなかなか見ていくというのは難しいという意味でいうと、議員御指摘のような特定空き家に限って、少し実態把握をするということもそろそろ必要な措置かなというふうに思っております。どういう対応が必要なのか、少し担当課とも話をしながらですね、対応について考えていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、この特定空き家については増えていくということでありまして。この特定空き家とは若干違うかも分かりませんが町有財産の中で使用できない町営住宅とかですね、そういったものも、予算化をして少しずつ片づけていかないと、先ほど冒頭に言いましたように、環境とか火災の状況とか、今は熊が家の中に入ってくるような時代ですから、そういう空き家があることは環境上よろしくないかなというふうに思いますのでそのことを申し添えて次の質問に入りたいと思います。3番目です。黒い雨対応についてお伺いします。黒い雨被爆では、新たな制度の開始から2年半が経過しましたが本町の現状及び今後の見通しについてお伺いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。黒い雨の状況についての御質問でございます。令和4年4月1日から、国が示しました新たな被爆者認定の指針の運用が始まって現在に至っておりますが、本町におきましては、11月末現在で、黒い雨を要件とした、申請が666件、そのうち、632件ほど被爆者健康手帳が交付をされました。また広島県及び広島市に確認をいたしましたところ、新たな、指針の運用開始以降を、これは本年の10月末現在でございますが、広島県では、黒い雨を要件とした申請が2,668件、そしてそのうち2,473件の手帳交付、また広島市では、5,220件の申請があり、4,847件の手帳交付がされたというふうに伺っております。本年度に至りましても、黒い雨を要件とした、手帳交付の申請はまだございます。本年度になりまして、本町においては、今のところ20件ほど申請を頂いておる状況です。新しい制度がはじまって以降の、あの時とは、やはり申請の数もかなり減ってはおりますが、

とは言いましてもまだ少しずつ、申請また相談等があるというのが今の状況でございます。以上です。

○中本正廣議長
田島議員。

○田島清議員

はい本年も20件ということで少なくともはなっているがまだ出てきているという状況だと伺いました。その申請件数に対する認定数が出されましたが、申請却下事案に対する対応の現状について伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、申請の却下に対する対応についてお答えをいたします。以前も御質問頂いてまた同じことを繰り返すようで大変恐縮ではございますが、御存じのとおり、被爆者健康手帳の認定審査は、原爆、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づいて実施をされておりますので、被爆者健康手帳の認定結果について、町のほうが特段申し上げる立場にはございません。ただ、黒い雨を要件とした手帳が却下された件数について、本町においては27件ほどございました。その主な理由といたしましては、申請者が申請後に亡くなられ、審査が途中で中断してしまった。さらには、やはり国が示しました要件、黒い雨を浴びた、また、国が示した11種類の疾病に該当していなかったというのが大きな理由でございます。申請が却下された方は、県への審査請求、また、処分取消しの訴え、さらには、再度の申請と却下された方にはこの3つの御案内が広島県のほうから通知をされております。このうち、本町が支援できるのは、再度の申請に係る県への進達事務でございます。申請が却下された方から、改めてもう1回申請をしたいということで、相談を受けることもございます。実際に再申請をされて、新たに手帳交付になられた方が、本町でも1件ほどございました。手帳交付の再申請に係る相談につきましても、これまで同様に、申請者に寄り添った対応をしております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。申請者に寄り添った対応を心がけていただいているということでございます。さりながら申請者の方は年齢的に高齢です。ですから死亡で却下されたという部分も報告がありましたが、迅速なですね対応をしていくべきかなというふうに考えます。3番目ですが胎内被爆関係者への啓発啓蒙の現状について伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。胎内被爆者に関する御質問頂きました。胎内被爆者は、母親のおなかの中で、原子爆弾による放射線に被曝され、昭和21年5月31日までに生まれた方々のことを指します。新たな被爆者認定指針の運用以降、本町での胎内被爆による被爆者健康手帳の所持者は23名ほどいらっしゃいます。被爆者、胎内被爆者の方々は、平成26年に原爆胎内被爆者全国連絡会を結成されて、これまでフィールドワークや学習会また平和活動への参加など、自らの体験や家族の被爆体験を後世に伝えるため、いろいろな活動を展開されてきております。ただ、胎内被爆者の方々もやはり高齢化が進んでおり、平均年齢は間もなく80歳というふうに言われております。加齢により心身の変化に加えて、被爆による長期的な健康不安を抱えられておられるため、介護や生活支援の拡充も急務だと考えております。また、町としての取組は難しいものの、世代交代が進む中で、被爆体験の継承者としての役割を果たすための教育や、サポートも必要だと思っております。町といたしましては、この胎内被爆者の制度自体を知らないがために、被爆者健康手帳の申請を逃してしまうといったような事態が起こらないよう、今後も、町の広報紙やホームページなどを活用して、住民の皆さんに広く周知を図っていき、さらには、相談や手帳申請等がある場合には、やはり個々の事情に沿って、対応のほうをさせていただきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、町のほうからの直接の啓発啓蒙については難しい部分もあろうかと思いますが、被爆者に寄り添ったですね対応を求めていきたいと思います。被爆の可能性のある方で申請漏れのないような対応ができるように関係者とも協力して、なお漏れのないような対応をしたいというふうに思っております。続きまして4番目の質問に入ります。鉄道廃線跡地及び国道、県道の管理についてです。鉄道跡地利用の現状及び今後の見通し、及び生活道の管理要望についてお伺いします。1つ目鉄道跡地の活用の現状と今後の展望についてお伺いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。鉄道跡地の活用の現状と今後の展望について、お答えをさせていただきます。現在の鉄道跡地の活用状況でございますが、かけはし前や役場前の交流広場としての活用や、町道としての整備を行い活用しておる部分、それから住宅用分譲地でありますとか、町営住宅の建設用地などを利用しておることが挙げられます。しかし、町で管理する残りの鉄道跡地は広大でございます、草刈りなどの管理に要する委託費も、経常的に負担しておりまして、今後はさらなる管理費も増嵩していくことが予想されております。鉄道跡地につきましては、一部民間企業に貸付けを行っておりまして、有効に活用されている部分もございますので、今後も民間貸付または売却等の可能性を検討していきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい今後も民間活用等も含めて有効活用していきたいということで、承りました。続きまして2番目の草刈りについてですが無償譲渡以降の鉄道跡地の法面、草刈りに要した経費と今後の課題についてお伺いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、鉄道跡地の草刈りについての御質問でございました。鉄道跡地部分の除草作業に要している経費につきましては、直近10年間の実績でおおむね年間450万円、10年間で4,500万円程度の支出となっております。今後の課題としては、除草作業の担い手が減少していることが挙げられます。鉄道跡地は法面部の傾斜がきつく作業に危険を伴うため、高齢化の理由で除草作業を断られる方が年々増加しておるところでございます。地域住民から求められる鉄道法面の除草範囲を維持するため、作業単価は比較的高くなるものの、一般の事業者の方へ依頼して対応してもらっている現状でございます。安全管理やコスト削減には、事業者側でも取り組まれておりますが、法面除草作業にラジコン車を導入するなど、効率化を進められている現状もございます。引き続き、経済性、効率性、安全性の視点から適切な管理が行えるかどうか、課題になっていると考えております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

跡地利用ということで経費がかかっていくということではありますが民間の、民間に対応する形ということもあります。先ほどありましたけども、廃止跡地を有効活用ということで、一定の収入を得る取組とかですね、そういう形のものも、できるのであれば考える必要があるんじゃないかというふうに思います。例えば太陽光発電用としての活用を募集をするとかいうふうな考えはございませんか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。鉄道跡地に限らず、町有地で未活用の部分がございますので、そういった部分につきまし

ては、公式サイト等を通じて、いわゆる公売にかけて、売却していくといった方法も現在ちょっと検討しているところございまして、それも、一部JR跡地の候補地もございまして、利便性の高い民間が活用されそうな部分について、そういった売却の方法も検討しておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長
田島議員。

○田島清議員

はい、あらゆる方法です、この有効活用を進めていくべきだというふうに考えております。3番目ですが無償での一括譲渡の予定で未譲渡の箇所があると聞きますが、今後の見通しについて伺います。

○中本正廣議長
二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。平成15年の可部線の廃線後、JR西日本から自治体に対しまして、鉄道跡地の譲渡、それから管理の移管が行われました。この際、譲渡予定地の中には、民地との境界不明土地が相当箇所ございまして、このような土地は、町としては受入れていないのが現状でございます。今後、町の施策上、この譲渡地の、まだ受入れてない土地の必要が生じた場合には、必要な用地に限り譲渡の手続きを行い、境界整理の手続きを行った上で受入れていくといった手続になろうかと考えております。以上です。

○中本正廣議長
田島議員。

○田島清議員

はい手続的な処理が可能なものからですね片づけていく必要があるかというふうに考えます。それでは4番目の国道県道の草刈り管理が地元対応になっている。地域の担い手も高齢化が進み、地元も限界に達しています。今後の対応について伺います。

○中本正廣議長
武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、4番目の質問で国道県道の草刈りの地元対応の今後について質問を頂きました。県管理道路の草刈りにつきましては、道路管理者であります広島県が草刈りを実施する箇所と、広島県アダプト制度によりまして、地域住民団体やNPO法人などが掃除、緑化、草刈り等のアダプト活動を行っている箇所がございます。こちらアダプト活動につきましては、県が定期的に活動団体へアンケートを実施を行っておりまして、持続的にアダプト活動が取り組めるよう、制度や運用の改善に取り組んでいるところと伺っております。アダプト活動につきましては、地域の皆様のボランティア活動により成り立っているものであります。その活動が地域などの実情によりまして、活動が困難になる場合もございます。この場合はアダプト活動が解除ということもできますので、相談を頂ければ、県のほうへ相談をしたいと思っております。アダプトの登録を解除した場合には通常の草刈り作業となりまして、その場合は年1回の路肩の草刈りのみとなると聞いております。しかし、その活動も今後も続けていくために県のほうも活動団体のほうへ支援の対応を行っていると思っております。これらを含めまして町といたしましては、環境の美化の観点からも、活動を継続していただきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長
田島議員。

○田島清議員

はい、今回回答頂きましたアダプト制度について県の対応について回答がありました。私の地域もアダプトで草刈りをしておりますけれども、今説明がありましたように、高齢化しております中で、なかなか、厳しくなってきました。今アダプト制度を廃止した場合にですね、説明のように路肩から1mだけが草刈りの対象になりますので、その法面の全体について私のところは法面がかなり長いんで、その何倍もの法面を今草刈り対応しています。しかもその下には農地があります。今度は農業のほうとの関係もあるんですが、なかなか後継者がいないということで、農地の地先の方が、

ボランティアで法面を事前に刈って対応しているという状況であります。しかし、後継者がいないということで、百姓屋さんとかそういったところに頼んでやった場合に今度法面の管理がですね、できなくなるというふうな状況も見えてきております。今後県のほうともいろいろ協議していかなくてはいけないかなというふうに思っております。それでは5番目の安全走行、生活道路のため、センターライン、トンネル内を含むの管理また予算要望の状況についてお伺いします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい道路内の白線、ラインについて質問頂きました。こちら主に県の管理する道路と思われまじけど、日常の維持管理につきましては、県におきまして定期的なパトロールを実施しております。路面の状況を把握し、国道をはじめといたします路線で路面補修や区画線の更新を実施してございます。また近年では、デジタル技術も活用いたしまして、区画線の剥離状況を把握するなど、調査に基づいた計画的な区画線の更新を進めていくと伺っております。予算につきましてですけど、引き続き安全な通行を確保するために必要な予算の確保につきまして県のほうに予算を要望していきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい私も県のほうにですね地元の方の要望としてお願いに行ったことがございます。大体3年を目途ぐらいに白線はやるようにしているということでもありますけども、それが延び延び5年になり6年なりみたいな形ですね、白線が消えているところが多数見られます。それがですね、同じ管内でも県の管理管内でも、北広島と安芸太田では、境目を町境を超えて白線の量が少し違うような思いもしないでもないんですけども、そういった要望の力が足りないのかなというふうなことも考えたりしますが、1問目の質問もしましたけども難聴のほうではなくて、今度は目のほうですね、見え方のほうもですね、段々運転される方も高齢化されてきて、センターラインが頼りで、特にトンネルの中なんかはセンターラインを目安に運転をされるというふうなことを聞いております。3年、最低でも3年に1回ぐらいの白線は、引いていただけるような要望をですね、議会も含めてですが、取り組んでいけたらというふうに考えております。見解があればお願いします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。私も部分的に悪い箇所を把握というか確認をいたしておまして、そちらについては今年度ちょっと難しいんですけど、来年度早々に、特にトンネル内という話も私聞いておりますので、そちらのほうお願いしてございます。そちらのほうもまた引き続き要望を続けて早期に対応して頂けるようお願いしていききたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

今日の私の質問は以上ですが、最初に言いましたように私も含めて高齢者の仲間です。高齢者が生き生きと働き活動できる町にぜひともしていきたいと思っておりますので、環境整備なり皆さんの御協力ですね、頑張ってもらいたいと思っております。本日の質問は以上で終わります。

○中本正廣議長

以上で2番田島清議員の質問を終わります。通告による一般質問は全部終了いたしました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。これで、本日は散会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午後2時48分 散会